

スポーツの権利・公共性と

新自由主義Ⅱ 個人的消費主義との対抗（2）

——八〇年代のスポーツ動向と政策——

内 海 和 雄

目 次

第一章 七〇年代のスポーツ動向と政策（以上前号）

第二章 八〇年代のスポーツ動向と政策——新自由主義の台頭——（以下本号）

一、八〇年代の政治経済的動向

1、政治的・思想的動向

2、「日本型福祉社会」からバブル経済へ

二、関連省庁の体力づくり・余暇政策

- 1、国の体力づくり政策
 - 2、都市公園政策とスポーツ施設（建設省）
 - 3、余暇政策とサービ産業
- 三、八〇年代のスポーツ振興策
- 1、モスクワオリンピックボイコットをめぐる問題
 - 2、八〇年代のスポーツ行政
 - 3、スポーツ施設の整備
 - 4、クラブ・団体の育成
 - 5、八九年保体審答申の概要と特徴
- 四、自治体のスポーツ行政
- 1、全国的動向
 - 2、地域での動向
- 五、日本体育協会（日体協）
- 1、モスクワオリンピックボイコット問題
 - 2、JOCの独立
 - 3、日体協の組織と事業
 - 4、日体協の財政
 - 5、アマチュア問題
- 六、スポーツ運動——新体連の八〇年代——
- 1、新体連における八〇年代認識

- 2、スポーツ権の実現と新体連への攻撃
 - 3、組織・財政
 - 4、新体連のクラブ活動
 - 七、「見るスポーツ」
 - 1、テレビとスポーツ
 - 2、新聞（一般紙、スポーツ紙）発行部数
 - 3、スポーツ観戦
 - 八、八〇年代のスポーツ論
 - 1、スポーツ論として
 - 2、スポーツ政策を通して
 - 九、スポーツ権論と対抗
 - 1、スポーツ権の否定
 - 2、スポーツの権利・公共性の指標
 - 一〇、八〇年代の概要
- 第三章 九〇年代のスポーツ動向と政策（以下次号）
- 第四章 自治体のスポーツ政策

第二章 八〇年代のスポーツ動向と政策——新自由主義の台頭——

七〇年代のスポーツ政策の主要な特徴を一応福祉主義による大衆スポーツ政策の提起とすれば、八〇年代のスポーツ政策を特徴付けるのは、政策的空白であり、その一方でスポーツ政策の外側から福祉主義に代わって導入された新自由主義による、スポーツの「純粹私有財」としての行政イデオロギーと市場化・民営化、そして八〇年代後半の民間資本依存の競技スポーツ政策の推進である。そうした動向に押されてスポーツ権論は低調となった。また、地方行革の中でも、高揚する地域住民のスポーツ要求に対応して、自治体のスポーツ政策は漸進した。

一、八〇年代の政治経済的動向

1、政治的・思想的動向

(1) 不況からの脱出と保守化

七三年、七八年の二度にわたるオイルショック、それによる世界的不況から日本経済は七六年頃から抜け出したが、その原動力は、輸出の飛躍的拡大、ICやコンピュータを中心とする生産技術の改善の徹底化と応用、そして減量経営、「合理化」、そしてその背後に大企業によるリストラ、労働条件の低下、給与の低水準等の、企業社会的管理が強化された。

企業社会化は、労働者の終身雇用、年功序列、企業内福利厚生等の雇用形態からの労働者の管理化、また企業とい

うパイを大きくすることによって自らの賃金もその分け前に与かるといふ労働組合の企業内化をもたらし、長時間労働に労働組合も率先させるような体制を言う。これが日本企業の世界的な競争力を押し上げた基盤である。⁽¹⁾それはまた、企業外の国民全般の福祉への比重を低下させた。こうして六〇年代中頃まで日本の平和運動、革新運動を支えた大企業の労働組合が脱落し、それに伴ってそれを基盤とした社会党の一部も革新から離脱した。こうした不況下と企業社会的再編の中で、国民の自己保守化が進み、七〇年代後半から八〇年代前半への日本社会全体も保守化した。

「社公台意」による政治の保守化も福祉削減を了承の上で進められ、それまで進められてきた社共共闘方式による革新統一首長が七〇年代後半に敗退した。(七八年、京都府と沖繩県、横浜市、鎌倉市、七九年に東京都、大阪府)

一九八〇年七月に成立した鈴木善幸内閣は、マスコミから「角影内閣」「直角内閣」といわれ、田中角栄の派閥を陰の力としながら、翌八一年三月に第二臨時行政調査会(第二臨調)を発足させた。ここには財界の大物や官僚、体制的知識人が任命され、新自由主義的な「小さな政府」論を打ち出し、七月に第一次答申を行った。次の二つの柱が提起された。一つは「活力ある福祉社会の実現」であり、福祉、医療、教育などの削減、つまり国や自治体の負担を軽減し、国民(家族)や社会(地域)の負担を増大させるものであり、もう一つの「国際社会に対する貢献の増大」は西側陣営の一員としての国際的責任を積極的に分担するもので、軍事費やODAの増大を聖域として推進した。特に、八一年一月に就任したアメリカのレーガン大統領の進める「強いアメリカ」の一環としての対ソ抑制戦略に組み込まれ、日本への防衛費の執拗な負担要求を鈴木内閣も受け入れた。

(2) 戦後政治の総決算

一九八二年一〇月の鈴木首相の突然の辞任を受けて、同じく田中派の援護を受けた中曾根内閣が誕生した。中曾根

首相は、「戦後政治の総決算」の一つとして、ソ連のバックファイア爆撃機に対する「日本列島の不沈空母化」、「四海峽封鎖」など、レーガン政権の「シーレーン防衛」に積極的に与し、アメリカの旗振り役を国際政治の世界で果たし、「国際国家日本」を強調した。また、一方では、「臨調行革」により、教育改革、憲法改正を描いた。

国際国家日本の強調は、「健全なナショナルリズム」、日本のアイデンティティの確立である。これは、経済大国日本がリーダーの一員としての自覚と役割と責任を持たなければならないという大国王義宣言であり、天皇をシンボルとする「運命共同体」の強調である。特に、八八年暮れからの天皇の病状悪化から八九年一月七日の死去、そして二月二四日の葬儀日を含めての一連の「自粛」という思想統制、天皇美化キャンペーン、そして平成の誕生を巡る天皇のシンボル化は激しいものであった。⁽²⁾

第二臨調は八一年七月の第一次答申以降、八三年三月まで五度に渡り答申したが、基本的には、「社会保障や教育」「軍事力と経済協力」「国土とエネルギー」の三点を施策の領域とした。

特にスポーツは「社会保障や教育」の分野に置かれ、社会的責任よりも「個人の自立・自助」や「民間活力の活用」による「日本型福祉社会論」が提起された。これは西欧の先進諸国の福祉国家の危機、つまり「手厚い福祉による国民の怠惰化と経済停滞」という先進国病に罹らないための方策だという。こうして経済効率第一主義の新自由主義的方針が少しずつ推進された。

戦後の鉱工業生産やGDPの上昇に伴う国民生活の上昇を推進するのではなく、それを低く抑え、その分、八〇年代のはじめに、いわゆる「集中豪雨」的輸出で貿易摩擦を引き起こした。そのために八五年にはG5サミットによるワシントンでの「プラザ合意」により、貿易抑制のための円高政策と内需拡大策を求められた。そうした中で「前川レポート」(一九八六、七年)が出され、市場開放と内需志向型経済への転換を謳った。これにより、これまでの中

小企業や農業、国民福祉のそれぞれの保護規制を緩和（破棄）して大企業、多国籍企業に活動の場を与える国際公約をした。他方では国民福祉の諸権利を剝奪し、それを民営化しようとした。また内需拡大は、民活路線によるリゾート開発や都市再開発という大規模な公共事業中心のものであった。ここでもこれまでの浪費型公共事業はいっそう推進されることになり、生活大國、福祉國家は目指されなかった。

労働戦線では、八〇年代は「社会合意」に見るように、それまでの社共共闘方式の革新共闘が崩れた。それは原水爆禁止等の大衆運動の分裂や、労働運動における総評の解体と連合（八七年二月）、全労連（八九年）などの発足があり、社会党の体制内化に伴うこれまでの大衆運動、労働運動が再編された。⁽³⁾

八七年一月に竹下内閣が発足し、八九年四月から消費税（3%）が導入された。

こうした企業社会での競争主義は学校教育の競争化をいっそう促進し、八〇～八三年辺りに掛けては校内暴力が多発し、一部には警察を導入して沈静化させた。そしてこれ以降学校の管理化が大きく進み、部活動もその一般に組み込まれた。⁽⁴⁾ 練習日、練習時間共に一気に長時間化した。そして管理化の下で、抑圧された子どもたちは、その欲求不満のはけ口を、クラスメイトへの「いじめ」として、陰湿化した。受験競争の弊害として高校中退も激増した。

(1) 渡辺治『日本とはどういう国かどこへ向かって行くのか「改革」時代・日本の構造分析』教育資料出版会、一九九八年、同『企業社会・日本はどこへ行くのか「再編」の時代・日本の社会分析』教育資料出版会、一九九九年。

(2) 渡辺治『日本の大國化とネオ・ナショナリズムの形成』桜井書店、二〇〇一年八月。

(3) 歴史科学協議会編、『日本現代史——体制変革のダイナミズム——』青木書店、二〇〇〇年一月。この項の骨子は渡辺治『現代日本の帝国主義 形成と構造』大月書店、一九九六年に多くを負っている。

(4) 内海和雄『部活動改革——生徒主体への道——』不味堂出版、一九九八年。

2、「日本型福祉社会」からバブル経済へ

(1) 福祉路線から「日本型福祉社会」へ

「ケインズ主義的福祉国家」とは、①労働組合と社会民主主義の力をバックにして福祉諸制度が発展すること、②福祉国家の発展によって大衆の消費市場が拡大し大量生産・大量消費のフォードイズム型成長を支えること、③労使間でしばしばコーポラティズム(団体統合主義)型妥協政治が採用されること、④ケインズ主義は赤字財政を容認して福祉国家の大きな政府をバックアップすること⁽¹⁾であり、「九〇年代の我が国でパラノイア(偏執狂)化する新自由主義を仮に日本型新自由主義」と名づけるとすれば、七〇年代後半から八〇年代のそれは「台頭期の新自由主義」である。新自由主義の主要な敵対対象は福祉国家、福祉施策である。

七三年以降、七〇年代中盤の福祉の相対的な重視は、それまでの福祉軽視と七三年のオイルショックによる輸出経済の行き詰まり打開の内需拡大と結合していた。しかし七八年の再度のオイルショックにより、日本の大企業はいっそうの合理化、下請けの締め付け等の企業社会化を強化した。そしてこれまでの「福祉路線」の手直しをすることになった。

福祉国家の「先進国」の西欧では高度経済成長の停滞と多国籍企業化による国内製造部門の海外進出に伴う失業率の増大、税収の減収などにより、八〇年を頂点にOECDにおける「福祉国家の危機」が叫ばれた。そして七九年五月には新自由主義を標榜するサッチャー政権が誕生し、その政治、経済、思想は総称的にサッチャリズムと呼ばれた。八一年にはアメリカのレーガン政権(レーガノミクス)が誕生し、八二年以降の日本の中曽根政権の行政改革を含めて、新自由主義路線が主流を占め、特に西欧では福祉国家路線の大規模な「危機」が進行した。

国内では七六年九月には既に経済企画庁国民生活局に「総合社会政策基本問題研究会」がいわゆる近代経済学者を中心に構成され、経済安定、高齢化、国民意識の変化に対応する社会政策のあり方を検討し始めた。⁽²⁾ それまでの『経済の論理』優先から『社会の論理』優先への転換が必要」(五五頁)であるとの基本認識の下に、「経済、社会、文化を含むトータルな社会システムを対象とする」「総合社会政策」が必要であり、「もっと国民生活の向上と福祉の確保を図ることを目的とする」と述べる一方で、「急速な経済発展は、都市および工業地帯などにおける人間の経済活動の密度の増大を伴い、これが公害の激化と自然環境の破壊をもたらした」として、その原因分析を大企業の無法状態にではなく「人間の経済活動の密度の増大」などと曖昧化している。「ソーシャル・ミニマムと活力ある社会」のために、国民に最低限度の必要を保障するためにミニマム水準設定が必要だが、「集団主義、平等、必要原則およびそれと密接に関係する連帯主義の系列に属する原理」と「もう一つの原理系列、すなわち個人主義、自由、能力主義およびそれと密接に関係する業績主義」が最大限に生かされる条件作りが期待されるとして、未だ不十分な日本の福祉にブレーキを掛けた。そして、「総合的な政策の理念は、決して国家による統制、管理、介入および指導の拡大に賛成するものではなく、むしろ、そうしたものの必要を極小化するような社会のあり方を探求するものである」とした。

つまり、福祉路線を止め、国民の自助努力として家族、地域の責任、受益者負担主義、個人責任論による「福祉社会」へ転換しろということである。大企業優先の経済政策にとって、国や自治体の福祉政策が重荷になり始めていたからである。八〇年代は、七八年のオイルショックの影響を受けての低成長期であり、福祉の削減の中で国民生活はかなり厳しい現実と直面した。そして未だ、過度な「行政改革」と民営化路線は出てきていないが、新自由主義が顔を出し始めた。

そうした「福祉国家の危機」を察知する事によって、日本では福祉が不十分なままに福祉の市場化を志向する新自由主義路線へと軌道修正を行った。⁽³⁾ 七九年八月の『新経済社会七カ年計画』⁽⁴⁾は、その大転換の宣言書である。ここではエネルギー政策の原子力化も含めて多くの領域で大きな転換を示した。NIRA（総合研究開発機構）は七八年に『事典 日本の課題』（学陽書房）を出し、公的福祉の責任の曖昧化と、日本型福祉社会の導入によって福祉概念を拡大化し、公共責任を曖昧化させた。

人口の高齢化に伴う福祉政策、人口・産業の地方への分散化とそれに伴う地域政策、そして国民生活における量から質への転換の諸政策が求められた。これらを串刺すものが「日本型福祉社会」論である。「我が国の国民生活の水準は、高度経済成長の過程で飛躍的に高まり、先進工業諸国に追いつく」⁽⁵⁾（二〇頁）いたが、「従来どおりのやり方で充足していけば、公共部門が肥大化して経済社会の非効率をもたらすおそれがある」（七頁）と、七〇年代の「福祉」を総括した。極めて不十分な福祉の実態のまま、それを転換するという。日本は「国民の旺盛な勤労意欲」、「高い教育水準」、「社会階層間の高い流動性、機会の平等化に伴う活発な競争心、所得分配の平等性、円滑な労使関係」等があり、西欧の「福祉国家」の道でない、「日本人が持つ個人の自助努力と家庭や近隣社会等の連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障するような、いわば日本型福祉社会」（一五〇頁、傍線内海）の建設である。

これは第三次全国総合開発計画（一九七七～八七年、図表1-1-1参照）における定住圏構想、つまり、都市の持つ高い生産性、良質な情報と民族の苗代ともいべき田園のもつ豊かな自然、潤いのある人間関係を持つ「田園都市国家の構想」の一環であり、地域経済の民間部門がこれまで以上に強調された。そして「特に国民の要請が高まるとみられる教育・文化、保健・医療、福祉等の社会的サービスの分野については、公私間の役割分担、費用負担のあり

方を見直したうえ、民間部門による供給を促進し、民間資金の活用を図る」(九〇頁)と強調し、「公的部門と民間部門とがバランス良く広い意味での社会資本サービスの供給を図る」(六四頁)という名の民営化がこれまで以上に強調された。

この中で、地域政策の一環としての社会資本の充実に「心身の健康のためのスポーツ」も位置付けられているが、その施設については新たな施設建設は「整備する」程度の記述であり、既存施設である「学校開放」ばかりがやたら強調されている。こうして、六〇年代から七〇年代初盤の矛盾を手直ししようとして登場した七〇年代中盤の「福祉路線」は終盤に至って不十分なままに役割を終えさせられ、産業基盤重視、福祉軽視の路線に舞い戻った。

こうして、先の政策のように福祉路線を否定しきれず、かといって新自由主義的路線の全面的展開はならず、いわば折衷的な方針になっている。が、一層の多国籍企業化に伴い、明らかに後者の勢いが増していた。

一方、八〇年代中頃には、香港の統治権が一〇年後にイギリスから中国へ返還されるという動向の下で、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界三大金融市場であった香港は、社会主義体制下への移行による不測の制約への不安がかき立てられ、多額の資本が海外へ流出し、その相対的地位が低下した。その分が東京へ流入した。そして東京を中心に大都市の土地の「地上げ」、土地投機も大規模に行われ、第三次全国総合開発計画(三全総)の地域分散型の定住圏構想は失敗に終わった。これに八五年のプラザ合意による円高、金融規制緩和が絡みバブル経済に突入し、八〇年代後半の財政は再び上昇した。

(2) バブル経済へ

「第四次全国総合開発計画」(一九八七年、閣議決定)と「総合保養地域整備法」(リゾート法、八七年六月)は

「リゾート元年生まれの一卵性双生児であるが、その父は民活論の政府であり、その母は金余り企業であった」と言われるように「三全総」の定住圏構想の破綻をいっそうの公共事業推進で上塗りしたものである。つまり、多極分散型国土開発計画で日本全体を一〇ブロックに分け、ブロック間は高速道路や新幹線鉄道を開通させ、あるいは空港を開港させて繋ぐ、あるいは新たな通信技術を活用するという構想である。八七年から二〇〇〇年までを目標年次とした。これまで以上の日本列島改造であった。八五年のプラザ合意(G5)以降、日本の大企業は急速に多国籍化しつつあり、地域でも「輸出型産業の縮小、工業の海外立地の進展等の影響により、厳しさを増してきている」との認識を示した。そのためにもいっそうの内需拡大が必要であり、その具体化が四全総であるとした。施策の四本柱の一つである「新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備」では「生涯スポーツの推進」や「余暇・レクリエーションのための空間整備」も位置付けられた。二〇〇〇年の国民一人あたりの余暇活動時間は八五年の一・六倍と試算され、ライフスタイルに応じた余暇の過ごし方は一層重要なテーマであると考えた。そのためにも「身近な場での文化、趣味、スポーツ活動のための多様な施設づくり、サービスの提供に加え、学校施設の地域への開放等ソフトな施策を充実する」と述べている。しかし「多様な施設づくり」をいうが、実質は「学校開放」に重点があることは、七九年の『新経済社会七カ年計画』の踏襲である。施設の足りない分はリゾート地で補えということである。四全総では全国を一〇〇兆円の国土基盤整備を行い、その一環にゴルフ場を中心とするリゾート開発を位置付けた。農水省、通産省、運輸省、建設省、自治省、国土庁の六省庁によって主導されたリゾート開発促進の政策的なねらいは「生活の質的向上」「地域振興」「内需拡大」であるが、別名「ゴルフ場法」とも言われるリゾート法は「ゴルフ場とホテルにスキー場かマリナ」という「三種の神器」というワンパターンである。が、東京一極集中化による過疎化、衰退化の進む地方にとって、再生の鍵をリゾート開発に懸けざるをえなかった自治体が多かった。

ところで、リゾート振興の最大の障害は日本の長時間労働という、産業界にとつての最大の矛盾を抱えていた。⁽⁸⁾ さらに「企業部門での金余りと家計部門での金不足が鋭く対立している『富社貧員』の国で、時ならぬ豪華リゾート開発が進行している」(佐藤、一五九頁) 実態であった。

(3) 多国籍企業化と新自由主義化

一方、これまで輸出拡大で発展してきた日本経済は、「プラザ合意」による円高政策でその輸出量は大きく落ち込んだ。ここで大企業は欧米の大企業を真似ながら、資本を海外に輸出し、そこで生産を拡大する多国籍企業化を志向した。こうして、国内産業の空洞化、大失業化が叫ばれ始めた。

中曾根内閣の新自由主義的諸政策は、英米の「進んだ」多国籍企業化に習つてのものであったが、日本の多国籍企業化は八五年以降に大きく進んだが中曾根内閣時代は未だ進展しておらず、従つて大企業、財界の十分な支持が得られないままに頓挫した。早熟の新自由主義化であった。そしてその後を再び利益誘導政治型の竹下内閣が踏襲した。そしてこれが、九〇年辺りに大勢を占めつた多国籍企業化とその政策要求に合致しなくなり、九三年の保守革命へと連なつた。

(1) 二宮厚美『現代資本主義と新自由主義の暴走』新日本出版社、一九九九年二月、六五頁。

(2) 経済企画庁『総合社会政策を求めて——福祉社会の論理——』一九七七年。

(3) エスピノーアンデルセン(福祉資本主義の三つの世界)『ミネルヴァ書房、二〇〇一年』によれば、八〇年代の福祉国家は北欧を中心とする「社会民主主義型」、保守的キリスト教の影響の強いドイツ、イタリー等の「保守主義型」、そしてアメリカ

カやイギリス、オーストラリアなどのアングロサクソン系の「自由主義型」の三類型に分けられる。日本は福祉途上国であるとして、この類型には位置付けられていない。それでも、それまでの企業社会下での「保守主義型」が主流であったが、九〇年代に入ると明らかにアメリカ型を追隨し、「自由主義型」化しつつある。

(4) 経済企画庁『新経済社会七カ年計画』閣議決定、一九七九年八月。

(5) 同前、一〇頁。

(6) 佐藤誠『リゾート列島』岩波書店、一九九〇年、九五―六頁。

(7) 『第四次全国総合開発計画』国土庁編、一九八七年六月、二二頁。

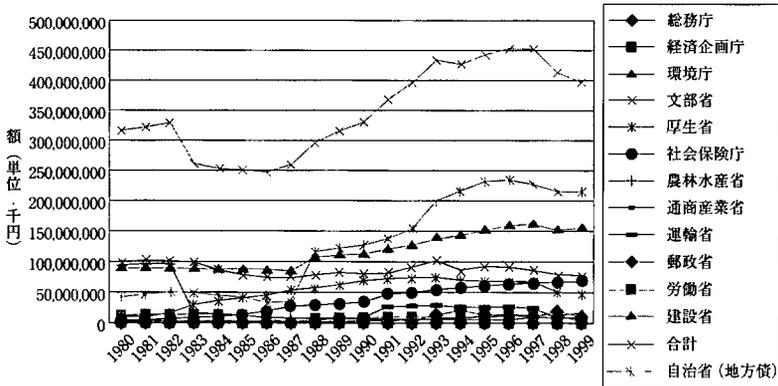
(8) 野村総合研究所『二〇〇〇年のリゾート産業 日本型リゾートの事業化戦略』一九八九年、八七頁。通産省産業政策局『スポーツビジネス21』一九九〇年、一七六頁。リゾート法の指定第一号で総事業費二〇〇〇億円で、世界最大の屋内人工海浜施設を持つシーガイア(宮崎県)は、リゾート法の寵児として八八年にオープンしたが、二〇〇一年二月に倒産した。その最大の理由は、「欧米のように国民が長期の余暇を楽しむ仕組みができていなかった」(創業者の佐藤棟良・前会長)ことだ。(朝日新聞、二〇〇一年七月三十一日、「行き詰まる大型リゾート開発」)

二、関連省庁の体力づくり・余暇政策

1、国の体力づくり政策

さて、八〇年代の国全体の「体力づくり関連予算」は図表1-2-1に見たように、八二年の三二〇億円を頂点にして、八六年には「行政改革」の名の下に約二五〇〇億円にまで減少した。その後九七年の四五〇〇億円まで再上昇

図表2-2-1 省庁別体力づくり予算の推移



出典：総務庁「体力づくり関係予算調」各年度より作成。

を続けた。しかし八二年を超えたのはやっと九〇年の三三〇〇億円であった。この八〇年代は図表のように「施設整備費」の減少が顕著であるが、これは臨調行革による「ハコモノ補助金」の極端なカットによるものである。しかし後に見るように地方自治体の施設整備費はそれ程落ち込んでいないことから、ここでは自治体が地方債を発行しながら、独自事業としてスポーツ施設を建設したことが分かる。一方で「事業振興費」が一貫して伸びてきたのは対照的である。

さて、国全体の「体力づくり関連予算」を各省庁毎に見たのが図表2-2-1である。

ところで、「体力づくり関連予算」といっても、その内容は各省庁で違うことは当然である。またこの資料は年度毎に関連項目も変動することから時折大きく予算が変動する場合がある。さらにそもそも何ををもって「体力づくり関連予算」に含めるかも基本問題として検討しなければならない。内容によっては疑問に思える内容もあるが、ともあれ、総務庁において関連省庁から提出される「体力づくり関連予算」として提起された額をまとめたものであり、大まかな傾向は把握できる。さらにこれらの予算項目は「施設整備費」「事業推進費」「組織育成費」「指導者養成費」の4項目に分類される。図表2-2-2と以下の記述はそれぞれ

の省庁がどの予算項目に支出しているかを見たものである。⁽¹⁾ また、この領域での各省庁の施策も概略する。

① 総務庁…体力づくり国民運動推進事業等の「事業推進費」を執行している。

② 経済企画庁…国民生活行政調整推進等の「事業推進費」である。経企庁の社会資本研究会はこの後の社会資本整備のあり方についての報告書「社会資本整備の新たな展開——二十一世紀へのシナリオ——」(八七年)をまとめた。この報告書の重要性は、今後各省庁の長期投資計画を調整する際の基本的コンセプトにしたいということであった。「戦後の経済復興とその後の経済成長期を通じて、社会資本整備は産業基盤の充実強化に資する事が要請され、結果として生活基盤のための社会資本整備は遅れることとなった」と「これまで政府関係者がなかなか認めながらもなかった」点を反省した。そして「現在三・五、四・五、二となっている国、地方、利用者の公共事業の負担比率についてできるだけ利用者負担を増やすことが求められる」とも述べている。これは民営化路線、受益者路線の提唱である。これに対し、報告書作成に参加した毎日新聞の記者は、「国民ニーズの多様化、高度化に対応して、文化活動、スポーツ、レクリエーション等のための社会資本整備」が必要になるとしても、「そのための受益者負担は福祉の観点から低い方が、よりのぞましいにはかならない」と⁽²⁾抵抗した。

経済企画庁では、余暇を充実させ、休日を増やすため「余暇促進基本法」を制定する方針⁽³⁾を立てた。「遊び方を教えるアニメーター(指導員)制度」「企業と勤労者双方に、一週間程度の連続休暇の取得を義務づける「バカンス」制度」「夏に就業時間を繰り上げるサマータイム制度」等を導入する案であるが、企業からの抵抗もあり具体化されなかった。

③ 環境庁…自然公園等事業費等の「施設整備費」、自然公園等利用普及指導費等の「指導者養成費」を支出する。そして自然ふれあい体験学習等推進事業費等の「事業推進費」としても支出している。

④ 文部省…文部省はスポーツの直接的所管庁として、スポーツ施設そのものの「施設整備費」、体育・スポーツ「指導者養成費」、スポーツ団体育成等の「組織育成費」、そして地方スポーツ振興事業等の「事業振興費」を支出している。こうして、予算の項目分けと、全体の配分は文部省が最もバランスよくなっている。というのも、体力つくりの中心は体育・スポーツである所以でもある。(後に詳述する。)

⑤ 厚生省…保健センターや児童厚生施設等の「施設整備費」、生活改善地区組織事業費などの「組織育成費」、そして全国健康福祉祭等の「事業振興費」である。

八八年一〇月、兵庫県を会場に第一回「全国健康福祉祭ひょうご大会」(別名「ねんりんピック'88」)が厚生省の後援で開催された。参加資格は六〇歳以上で、卓球やマラソンなどスポーツを中心に全国から延べ約七万五千人が参加した。お年寄りの「国体」とも言われ、以降毎年開催されている。

⑥ 社会保険庁…職域における健康管理事業等の「事業振興費」への支出。

⑦ 農林水産省…滞在型森林健康促進対策等の「施設整備費」、学校給食用牛乳提供事業等の「事業振興費」への支出。

⑧ 通商産業省…健康維持増進支援事業等の「事業振興費」への支出。

⑨ 運輸省…海岸環境の整備等の「施設整備費」への支出。

⑩ 郵政省…郵便貯金総合保養施設の設置等の「施設整備費」、ラジオ体操実施団体の組織化、活性化等の「組織育成費」、簡保健康増進支援事業の推進等の「事業振興費」への支出。

⑪ 労働省…勤労者総合スポーツ施設の設置等の「施設整備費」、勤労青少年指導者大学講座運営費等の「指導者養成費」、福祉推進事業費等の「組織育成費」、トータルヘルスプロモーションプランの推進等の「事業振興費」等へ

の支出であり、法的基礎は雇用保険法（一九七四）である。

⑫ 建設省…都市宮公園等の整備等の「施設整備費」であり、法的基礎は都市公園法（一九五六）である。（詳細は次項で述べる。）

⑬ 自治省…社会福祉施設やレクリエーション・スポーツ施設等の厚生福祉施設整備事業債という「施設整備費」であり、これは地方債としての発行である。

八七年に自治省大臣官房地域政策課に「スポーツを軸とした地域政策の展開手法に関する調査委員会」を設立し、翌八八年三月に「スポーツを軸とした地域政策の展開手法に関する調査報告書」を発行した。これはスポーツが地方公共団体の施策に影響を与えている中で、「定住構想推進調査」として表題のテーマでの実態把握と課題を見いだすためのものである。

まず、スポーツを核とした地域振興のタイプとして、地域住民自身の参加する地域スポーツである「地域密着型」、住民はボランティアで大会等を支える「イベント型」、外部からの大勢の客を呼び込み、それを地域経済の基盤とするスキー場、ゴルフ場経営等の「広域集客型」、そしてプロ野球キャンプや大相撲など地域と関連するスポーツを一種の広告媒体として使い、地域の振興を図る「イメージ活用型」、の四つのタイプ分けをしている。住民自身のスポーツ参加という点では、「地域密着型」と他の三者とは根本的に異なる。

本調査によれば、新しいスポーツ分野に「取り組んでいる」市区町村は五五・七%、「取り組む予定」は二一・五%であり、予定のない二六・九%を除いた地域では何らかの新しいスポーツの振興を目指している。その理由は、「住民の健康増進につながるから」が七四・三%、次いで「住民のコミュニティ活動活性化に役立つから」七二・六%、「参加者が多く見込めるから」五四・一%となっている。（一九頁）

だが、スポーツ活動の活性化における問題点としては、「施設が不足している」六九・二%、「活動のリーダーとなる人がいない」五〇・九%、「予算が不足している」四九・一%となり、施設不足は深刻である。しかもこれは大都市ほど深刻である。(二六頁)

また、スポーツを活用した地域振興策の策定に関しては、策定している市区町村が四七・八%であり、一方策定していないのは四〇・一%である。(三〇頁) その場合、振興策の力点は「住民の健康増進」五五・三%であり、他は大きく落ちて、「コミュニティ活動の活性化」一五・四%、「地域の産業の活性化」八・三%、そして「スポーツの普及」が一・五%である。(三三頁) こうして報告書は自治省からの事業債発行の基礎となった。

以上から、スポーツ施設面では建設省、文部省、労働省、厚生省が大きく関わり、指導者養成や事業振興では文部省、厚生省、労働省が大きく関わっている。そして自治省も間接的に関わっている。

八〇年代初頭に大きな割合を占めたのは文部省、農林水産省、建設省である。八三年より農林水産省は一気に減少させたが、これは「体力づくり関連予算項目」の変更によるものと思われる。一方、文部省も八二年の一〇二三億円をピークにその後一九九九年までそれを越えることはなかった。(この場合の文部省予算は、学校体育、あるいは学校保健関連予算も含むので、図表1-3-5に示したような社会体育関連予算よりはかなり多くなっている。) 八〇年代は八七年の七三八億円まで減少した。同じように労働省も一三〇億円レベルを維持していたが八六年から減少させた。そうした中で、厚生省と社会保険庁が着実に上昇させてきた事は特徴的である。それだけ国民の健康問題が深刻化してきたことの反映である。

尚、外務省もスポーツ事業に参加し始めた。それはスポーツに関する外国の情報を一元化する窓口として外務省に「対外スポーツ交流情報センター」を発足させた。(八四年九月一〇日) これは、開発途上国からのスポーツ援助要請

係予算(案)調(事項別総括表)

(単価:千円)

する施策	3. 組織の育成等に関する施策			4. 事業の振興に関する施策		
	10年度当初予算額	11年度予算(案)額	比較増△減額	10年度当初予算額	11年度予算(案)額	比較増△減額
—	—	—	—	231,927	198,008	△33,919
—	—	—	—	12,996	12,841	△155
△9,426	—	—	—	23,621	30,903	7,282
△4,208	10,315,733	10,816,475	500,742	11,115,340	12,301,038	1,185,698
—	86,566	86,576	10	34,484,616	33,799,409	△685,207
—	—	—	—	67,670,470	67,935,259	264,789
—	—	—	—	4,622,658	4,562,174	△60,484
—	—	—	—	70,866	70,686	△180
—	—	—	—	—	—	—
—	40,895	40,742	△153	2,847,157	2,715,430	△131,727
△80,603	△121,274	3,276	△117,998	2,905,327	2,244,981	△660,346
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
△94,237	10,564,468	10,947,069	382,601	123,984,978	123,870,729	△114,249

への対応がバラバラであったり、オリンピックから市民スポーツレベルまでの外国との交流が活発に行われているにもかかわらず、その実態が定かでないところから、先のように情報を一元化して、援助しようというものである。センターの運営は企業、各種団体、個人などの会費で賄われ、中心となる会報「世界のスポーツ情報誌」は隔月刊で、外郭団体である国際交流サービス協会に新設された国際スポーツ交流情報サービス室が発行者となりその『ザ・インターナショナル・スポーツ』が八四年一二月一七日に発刊された。

- (1) 資料は総務庁『平成11年度体力づくり関係予算(案)調』平成11年2月より、平成11年の項目による。
- (2) 毎日新聞、一九八七年六月一七日。
- (3) 読売新聞、一九八八年二月三日。

図表 2-2-2 平成 11 年度体力づくり関

	1. 施設に関する施策			2 指導者の養成に関	
	10 年 度 当初予算額	11 年 度 予算(案)額	比 較 増△減額	10 年 度 当初予算額	11 年 度 予算(案)額
(1) 総 務 庁	—	—	—	—	—
(2) 経 済 企 画 庁	—	—	—	—	—
(3) 環 境 庁	(1,000,000)	(4,400,000)	(3,400,000)	—	—
(4) 文 部 省	12,935,000	16,486,000	3,551,000	44,053	34,627
(5) 厚 生 省	58,012,555	54,390,855	△3,621,700	309,298	305,090
(6) 社 会 保 険 庁	15,964,057	15,012,125	△951,932	—	—
(7) 農 林 水 産 省	—	—	—	—	—
(8) 通 商 産 業 省	4,215,602	3,341,512	△874,090	—	—
(9) 運 輸 省	—	—	—	—	—
* 緑地等施設の整備事業費を除く					
(10) 郵 政 省	9,381,659	8,963,823	△417,836	—	—
(11) 郵 政 省	16,459,495	7,880,508	△8,578,987	—	—
(12) 労 働 省	9,409,548	241,500	△9,168,048	89,133	8,530
(13) 建 設 省	151,708,000	155,308,000	3,600,000	—	—
(13) 自 治 省	(215,100,000)	(215,100,000)	(0)	—	—
合 計	(215,100,000)	(215,100,000)	(0)	—	—
	(1,000,000)	(4,400,000)	(3,400,000)	442,484	348,247
	278,085,916	261,624,323	△16,461,593		

注) () 書は、公共事業配分重点化枠で内数である。

() 書は、地方債計画額で外数である

2、都市公園政策とスポーツ施設（建設省）

建設省は七二年以降の「都市公園建設の一環としてスポーツ施設の整備してきた」(1)のうちに、八〇年代の建設省予算は図表 1-2-11 のように、九〇〇億円で横這いであるが、この主なものが施設建設であるから、かなりの割合である。八八年より急速に上昇し、九〇年には一一〇〇億円を超えた。

七九年の『新経済社会七カ年計画』（七九～八五年）では社会資本投資二四〇兆円のうち都市公園投資は四兆五〇〇億円（一・八八％）が見込まれた。一方、八〇年代は七七年の第三次全国総合開発計画の下に大型プロジェクトが推進された。八二年には東北新幹線（六月）、上越新幹線（一月）、八三年には中国自動車道全通（三月）、本四架橋因島大橋（二月）、八五年には本四架橋大橋鳴門橋（六月）、関越自動車道全線開通（一月）、八六年には東北道自動車道全通（七月）

図表 2-2-3 運動施設の整備量及び配置基準

運動施設の種類の	人口10万人当 たりの整備量	運動施設の種類の	平均の利用範囲 (施設への距離)
運動広場	概ね 50カ所	運動広場	概ね 250m
野球場	概ね 5面	水泳プール	概ね 500m
球技場	概ね 1面	室内運動場	概ね 1000m
水泳プール	概ね 10カ所	テニスコート	概ね 2000m
室内運動場	概ね 10カ所	野球場	
テニスコート	概ね 40面	球技場	
武道場	概ね 1カ所	武道場	

などがあり、八七年六月には第四次全国総合開発計画が出発した。そして同じく、八八年には本四架橋備讃瀬戸大橋（四月）、青函トンネル開業（三月）、北陸自動車道全通（七月）等々に見るように、まさに「土建国家」の様相を帯び始めた。

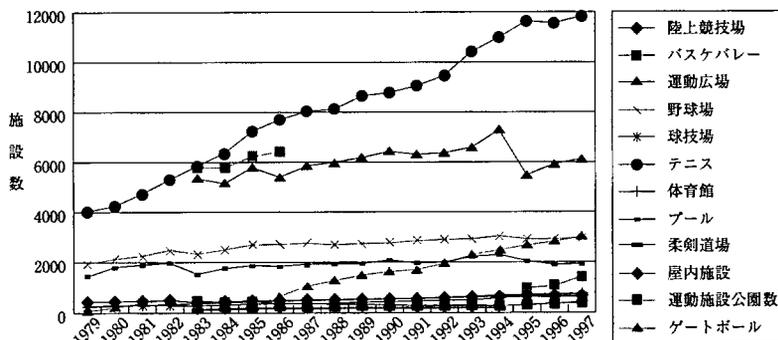
こうした背景の下に、第三次都市公園等整備五カ年計画（八一年一月）、そして八六年には第四次計画が閣議決定（八六年一月）された。

国民的なスポーツブームの広がりや健康志向の高まりの中で、建設省では八五年から本格的な「スポーツ公園」整備に乗り出すことになった。⁽²⁾ 住宅地に隣接する近隣公園、児童公園をジョギング、ゲートボール、テニスその他の球技に使える総合施設に改造、転用するものである。この種の公園は八二年度で全国に約三万三千カ所、つまり小学校区に一ないし二カ所ある。

ところで、第四次計画に先立って建設大臣に出された都市計画中央審議会答申「今後の都市公園等の整備と管理はいかにあるべきか」では、「国民の健康の維持増進に資する公園の計画的な整備」の中で、「高齢化の進展、国民の意識の変化等を背景に、健康、体力づくりへの関心が高まっているが、現在の運動施設の整備水準は極めて低」く、「都市公園において主導的に運動施設の整備を推進する必要がある」として、運動施設の種類の整備量及び配置の標準を提起した。（図表2-2-3）

こうした施設建設の整備量と配置の提起は、七二年の保健体育審議会答申「体

図表2-2-4 都市公園内スポーツ施設の推移

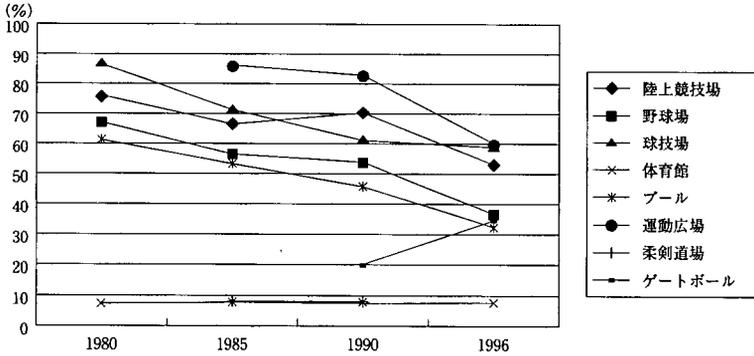


出典：「公園緑地」日本公園緑地協会の毎年の統計から作成 1982年度までは、この他、相撲場、アーチェリー場、スキー場、アイススケート場など、多くの種目施設についても数値があった。

育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」で提起されたもの以来であり、極めて画期的であった。これにより八九年四月から「健康・運動施設整備事業」が開始された。⁽³⁾だが、この「健康・運動施設整備計画(ウェルネスプラン)」の策定は、「国と地方公共団体は協議しつつ、都市公園等の運動施設の将来需要予測に基づいた整備目標、整備、管理、運営基準等を定め」るものであり、先の答申に見るような整備量、配置などの基準は曖昧化されている。

ともあれ、こうして推進されたのが、図表1-2-1に見たような建設省の「体力づくり関係予算」であり、その実質である八〇年代以降の都市公園内におけるスポーツ施設建設数は図表2-2-4に見るように陸上競技場、バスケットボール・バレーボール場、運動広場、野球場、球技場(ラグビー、サッカー、ホッケー)、テニス、プール、柔剣道場、他であるが、特に八〇年代に増加したのはテニス、運動広場である。同じく図表2-2-5は「公共スポーツ施設数に占める都市公園施設数」を見ても、これで見ると、九〇年代で陸上競技場、野球場、球技場、運動広場が五〇%を越えており、その他プール四五・八%、ゲートボール二〇%である。このように、施設建設における建設省の関わり

図表2-2-5 公共スポーツ施設数に占める都市公園施設数の割合



出典：『公園緑地』誌の該当年度の統計資料より作成

- (1) 伊藤英昌「都市公園等整備長期計画の回顧と展望」『公園緑地』第五九巻第四号、一九九八年一〇月号。
- (2) 毎日新聞、一九八四年五月四日。
- (3) 五十嵐誠「健康運動施設の開閉」『公園緑地』第五〇巻第三号、一九八九年八月号。

3、余暇政策とサービス産業

総合研究開発機構 (NIRA: National Institute for Research Advancement) は一九七四年に法に基づき認可法人として設立され、官庁あるいは民間の主要な研究機関を結集し、七五年からは「二一世紀への日本の総合戦略」研究を行い、その後の日本の基本的な戦略策定の中心となってきた。

そのNIRAが七八年に『事典 日本の課題』を出し、その一環に福祉の公的責任の曖昧化を策したことは先述したが、八〇年には『社会サービスの産業化』^(下)を発表し、スポーツ・レジャーセンターは「純粋・公共財」と「純粋私有財」の中間領域にあつて限りなく後者に近く、受益者負担の度合いも「高負担」に位置付けられ(六八頁)、ナショナルミニ

ママの水準を超えるものは民営化する(二二頁)と述べた。しかし当報告自体が認めているように、市民スポーツは極めて冷遇された現状であり(四八頁)、日本の社会体育施設はナショナルミニマムさえ十分な状態にはないと認識に立っていた。ここでのスポーツの位置付けは、それが地域社会の公共的な文化、あるいは七〇年代に高揚した「スポーツ権」の反映はなく、単なる私的な消費財に近似値として考えられている。こうしたスポーツ観は、七二年保体審査中の「公共的スポーツ観」とそれに基づくナショナル・ミニマム(ソーシャル・ミニマム)の提示とは根本的に異なり、むしろそれに敵対し、八〇年代の自治体のスポーツ行政の一方のイデオロギー的根幹を形成した。

その後、ここで指摘されたナショナルミニマム水準の未形成という側面は忘れ去られ、純粋私有財に近似値としてのスポーツの側面のみが強調されて行く。そしてこの本とイデオロギーは、スポーツ論としての実証的研究も無く、只々、イデオロギーとしてスポーツの私事化、民営化論の根幹となり、「スポーツの権利・公共性」論とは真つ正面から対立すると同時に、八〇年代以降の体制的イデオロギーの中核となつて行く。

通産省では、日本の貿易摩擦のさなか、諸外国の圧力を受ける中で、八五年の「プラザ合意」を踏まえて、今後の産業社会の展望を模索して、『21世紀産業社会の基本構想』⁽²⁾を得た。ここでは国際経済における日本の貢献、技術革新・情報化に関するニューフロンティアの拡大と共に第三の柱として新たな生活文化の創造を含めた「産業構造の国際協調化と創造的知識融合化」政策を提起した。特にスポーツとの関連で言えば、一つには人口の高齢化に伴う健康志向に対する健康サービス業の進展の一環としてスポーツクラブが位置付けられた。そして生活関連社会資本の整備として「長期滞在型の余暇活動に対する国民のニーズの高まりに対応し、スポーツ施設・文化施設・宿泊施設を備えた大規模複合余暇施設の整備」(一一七頁)を提起した。これは後のリゾート計画の前哨である。

通産省は「中小ニューサービス産業発展可能性」調査研究を委嘱したが、そのシリーズのうち、スポーツ産業編と

図表 2-2-6 アスレ・ヘルスクラブ数の推移

	1980	1981	1985	1986	1987	1988	1989
施設数	90	100	425	621	837	1061	1273
伸び率 (% 対前年比)	—	11.1	57	46.1	34.8	26.8	20

出典・中山裕登『レジャー産業界』教育社、1991年より

してまとめられたのが、通産省産業政策局サービス産業室編『スポーツ市場最前線——スポーツ開発・運営に関する調査レポート』⁽³⁾である。貿易不均衡、円高、完全週休2日制の早期実現、あるいは総合保養地整備法(リゾート法)の設定などの状況下で、ニューサービス産業の中でも活性化しつつある、ゴルフ、スキー、ボーリング、アスレ・ヘルスクラブ(プールを含む)の四種目、その他にあえて加えるとテニスをあげてその経営状況を分析した。他は、産業化に馴染まないということでもある。

ここでは、国民の八〇年代のスポーツ活動は「日常型」であり、リゾート法がその前提とする「非日常型(長期滞在型)」にはなっていない点が指摘されている。これは長時間労働による、余暇の無さが原因である。とはいえ、今後の余暇の飛躍的な増大を期待している。

中でも、アスレ・ヘルスクラブの八〇年代の急進ぶりはすさまじく、子どものプール通いが一つのお稽古ごととして定着した。エアロビックスもまたブームとなったが、この主体はOLや主婦であり、女性の自由時間の増大、社会進出、可処分所得の増大が指摘された。七〇年代初のボーリングブームを彷彿とさせる状態であった。これらは九〇年代に入ると過当競争時代になると予想された。この間のアスレ・ヘルスクラブ施設数の推移は図表2-2-6のようであり、八〇年代中盤の伸びは驚くべき勢いである。⁽⁴⁾

七〇年代から八〇年代中頃にかけてテニス人口が急増し、テニス産業も拡大し、七三年以前の商業テニスクラブは全国で六〇クラブであったが、八九年には約一七四〇箇所が増大した。通産省ではパブル経済の延長線上で「スポーツ産業研究会」を設立し、九〇年にはその報告

書『スポーツビジョン21』を発売した。スポーツの「モノ」「場」「サービス」を提供するスポーツ産業の振興を意図したものである。八九年には五兆円弱であったスポーツ産業を二〇〇〇年には一五兆円の規模と予測し、二一世紀における基幹産業の一つとして描いている。(実際は八兆円であった。) 今後の社会におけるスポーツの文化的意義やスポーツ産業の「公益性」を認め、「産学官の連携」を目指し、スポーツの産業化を通してスポーツの振興を計画した。象徴的なのは、スポーツ施設の建設主体の問題である。図表1-4-7に見たように、二〇〇〇年のスポーツ施設の伸びのシミュレーションは専ら「民間営利」施設が異常に突出した数字となっている。これは一九八〇―五年の間の建設数の伸び率をそのまま二〇〇〇年まで適用したものである。そればかりか、今後のスポーツ施設建設については、公共は土地提供だけでよく、あとは民間が賄うとさえ述べている。

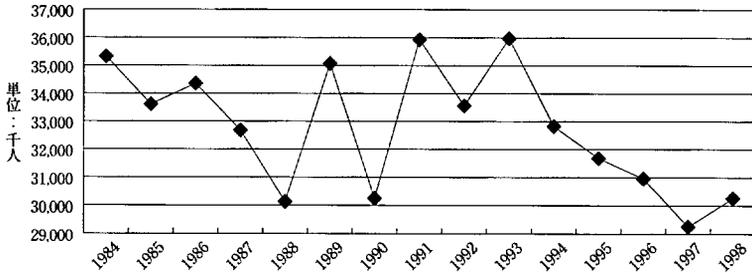
八〇年代に入っている国民の労働時間は図表1-1-1に見たように、八〇年の年間二二〇八時間から八九年以降の本格的な「週休二日制」の導入以降の急速な減少まで、ほぼ横這い状態であった。しかし、ここには示されない「サービス残業」と「過労死」が問題化され始めたのもこの八〇年代であり、国民の生活感はずるずる困難さを増したと言える。

しかしそうした困難の中でも、図表2-2-7のように、八〇年代の余暇活動における国民のスポーツ参加人数(この場合二七種目の合計数)は年間三億六千万人から三億人の間で変動していた。

また、図表1-1-3(これからの生活の力点)で見たように、八三年には「レジャー・余暇生活」が「住生活」を抜いて第一位となり、九〇年には約三七%で、第二位の住生活の二二%を大きく引き離している。

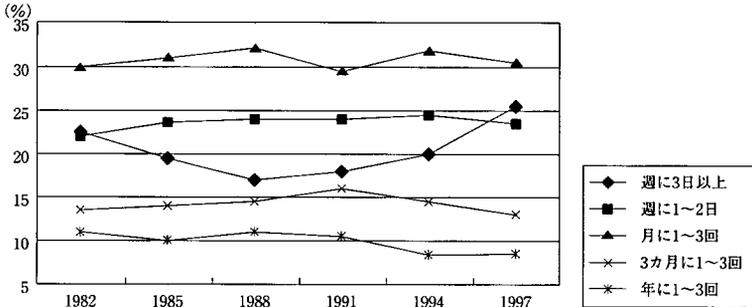
ところで、八五年段階の国民のスポーツ経験の実情は、「月に一〜三回」が最も多く三三%、次いで「週に一〜二回」が二七%、「週に三日以上」は二〇%である。八〇年代全体で見ると、「週に三日以上」が八二年の二二%より八

図表2-2-7 国民のスポーツ参加数



出典：「レジャー白書」余暇開発センター、1984-1998年より作成。

図表2-2-8 国民のスポーツ経験の実態



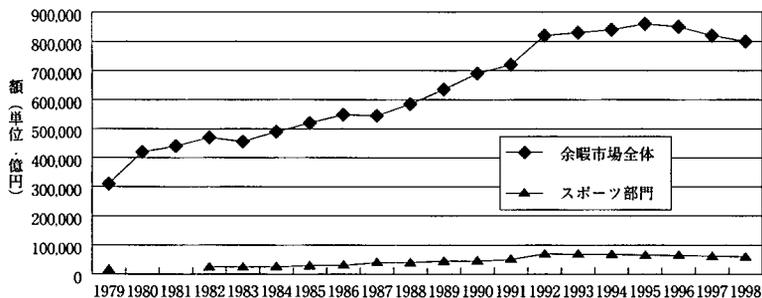
出典：「体力・スポーツに関する世論調査」総理府より作成。

八年では一七%と減少し、その分他が若干増加という傾向である。最も、健康上、あるいはストレス発散などの効果という点から考えれば最低週一回以上が必要だが、八八年段階でも四五%レベルであり、国民全体でも運動不足の傾向であろう。(図表2-2-8)

しかし、余暇の消費支出で見ると、図表2-2-9のように、「スポーツ部門」「趣味・創作部門」「娯楽部門」「観光・行楽部門」の全体では八〇年の四〇兆円余から九〇年の七〇兆円まで着実に伸びている。

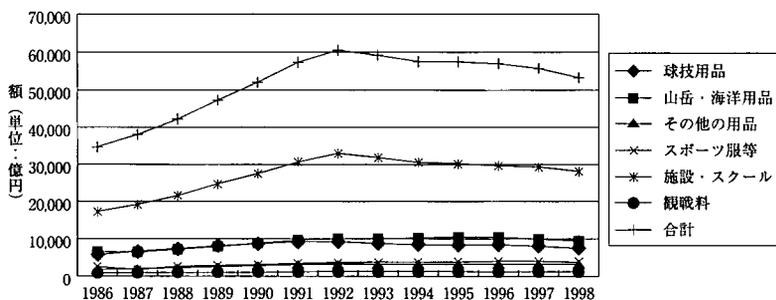
このうち、スポーツ部門の内訳を示したのが図表2-2-10である。部門全体では八六年の約三兆五千億円から九〇年の約五兆三千億円へと上昇した。この内訳は、「施設・スクール」が約一兆七千億

図表2-2-9 余暇市場に占めるスポーツ



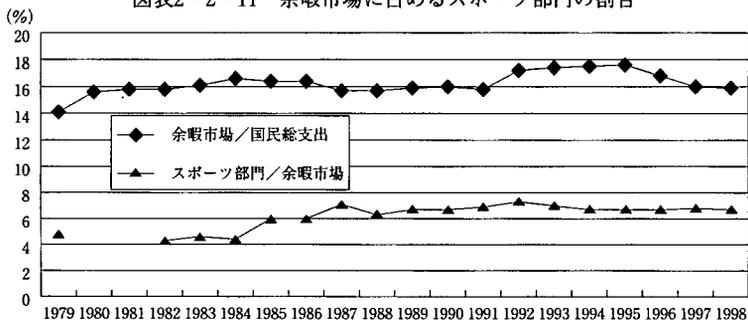
出典：『レジャー白書』（余暇開発センター）より作成。

図表2-2-10 スポーツ支出の内訳



出典 『レジャー白書』余暇開発センター、1986-1998年より作成。

図表2-2-11 余暇市場に占めるスポーツ部門の割合



出典：『レジャー白書』（余暇開発センター）より作成。

円から二兆七千億円と最も伸びている。これは先のスポーツ参加数との関連で言えば、参加数はあまり伸びていないが消費支出が伸びており、参加費が増加したか、あるいは公立施設などの参加者が減りその一方で民間施設への参加者が増えたかのどちらかであろう。さらに、「山岳・海洋用品」と「球技用品」が少しずつ増加している。しかし「スポーツ服等」「その他の洋品」「観戦料」はほぼ横這いの状態である。また図表2-2-11は国民の総支出に占める余暇市場とその余暇市場におけるスポーツ部門の占める割合を示したものであるが、前者の場合、八〇年代に入って一五%を超えた。九〇年代には一六%である。ともあれ、これは国民支出に占める余暇領域の上昇傾向、つまり国民生活に占める余暇領域の重要性の増大を示していると考えられる。と同時に、その余暇市場に占めるスポーツ部門もまた八〇年代中頃から七%程度に上昇し、その水準を維持し、スポーツ部門の定着が読みとれる。

これをスポーツ関連の世帯別消費で見ると、図表1-1-4のように、八〇年代に入って大きく伸展し、八〇年の三三、五〇五円から八六年、八七年に若干の伸び率低下があったがバブル期の九〇年には六三、六〇五円と七〇年当初の七倍、八〇年の二倍弱に上昇した。また八〇年代には七〇年代には無かった「スポーツ施設使用料」が生まれ、「月謝」と共に年々大きくなり、先の「施設・スクール」の伸展と軌を一にしている。そして、全消費支出に占めるスポーツ支出の割合は八〇年の一・二%から九〇年の一・七%へと着実に上昇した。特に六〇年代から七〇年代の〇・五%弱から比べると割合としても三倍化した。また、健康ブームを反映して、全国各地に（ヘルス）スポーツクラブが急増した。⁽⁶⁾

こうして八〇年代は、中盤の「行政改革」による極端な不況の中でも国民のスポーツ要求は着実に進展した。

(1) NIRIA『社会サービスの産業化』一九八〇年。

- (2) 通産省産業政策局編『21世紀産業社会の基本構想』通商産業調査会、一九八六年。
- (3) 通産省産業政策局サービス産業室編『スポーツ市場最前線——スポーツ開発・運営に関する調査レポート——』総合ユニコム、一九八八年。
- (4) 中山裕登『レジャー産業界』教育社、一九九一年。これはバブル絶頂期に書かれた本であるが、レジャー産業の特徴として以下の点を指摘している。(二五頁)
- ・従来の縦割り型の産業ではなくて、横断型の産業である／最終消費財・サービス産業／サービス経済化の一つの有力な担い手／他産業からの生産誘発の効果を受けることが最も少ないと同時に、他産業に対して与える生産誘発効果は大きい／立地条件が非常に重要な意味を持つ／レジャー産業は公共的性格
- (5) 朝日新聞、一九八七年五月二九日。

三、八〇年代のスポーツ振興策

1、モスクワオリンピックボイコットをめぐる問題

(1) 経過

一九七九年二月二四日、ソ連軍のアフガニスタン侵攻が始まった。翌八〇年一月一四日の国連緊急特別総会は、ソ連軍のアフガニスタンからの即時全面撤退要求を決議した。

八〇年一月二〇日に米国カーター大統領がアメリカオリンピック委員会(USOC)に対し、ソ連軍が一月以内
に撤退しない限り、オリンピックをモスクワ以外の地で開催するか、または延期するように国際オリンピック委員会
(IOC)に対しUSOCが提案し、この提案が受け入れられなければモスクワ大会をボイコットするように要請し

た。

レークプラシッド冬季大会を前に、同地でIOC理事会・総会が開催され、USOCの提案が討議されることになつていた。このIOC理事会・総会を控えて、二月一日、日本政府はカーター大統領の意向を受けて、日本オリンピック委員会(JOC)に対して「適切に対処されたい」と圧力を掛けた。これに対してJOCはオリンピック憲章の根本精神に則り、参加する意向を示した。

二月二日、IOC総会は、USOCの提案を却下し、予定どおりモスクワでオリンピックを開催することを確認した。

しかし四月二日、USOCが総会でモスクワ大会不参加を決定した。これはカーター政権への屈服であると同時に、西側諸国へ与えた動揺も大きかった。

五月二四日の国別エントリー締め切りが迫るにつれて、各国オリンピック委員会(NOC)の決定に依らず選手参加を認めるという個人・個別参加方式がにわかにクローズアップされてきたが、四月二二日、IOCとIF(国際競技連盟)の合同会議は、二四日の国別エントリーの締め切りまでは、個人・個別参加問題を取り上げないことを決定した。

四月二三日、JOC臨時常任委員会は「原則として参加する」ことを申し合わせた。しかし政府は、モスクワオリンピックに選手団を派遣することは望ましくないとの最終見解を発表し、JOCに伝達し、圧力を掛けた(四月二五日)。JOCは臨時総会で「原則として参加する」ことを再度確認した(四月二六日)。

この時期、朝日新聞では世論調査を行い、同三月調査との比較で、ボイコット反対(五五%↓四九%)、ボイコット賛成(二二%↓一九%)、その他(二三%↓二二%)と、ややボイコット賛成が増加したが、「参加派はなお多数」

と結論付け⁽¹⁾た。

この間、西欧各国のオリンピック委員会の共通態度を煮詰める一八カ国オリンピック委(NOC)合同会議は五月三日に次の共同コミュニケを採択した。これは当時の世界的な折衷案の集約的な性格を持った。

- ・ NOC委は開会式に参加せず、ただ旗手だけが、選手団の名前を付けたプラカードに続いて入場する。
 - ・ いかなる時、いかなる場所にも、選手団の旗は、五輪旗とする。
 - ・ 歌は、公式の五輪の歌(オリンピック賛歌)を使う。
 - ・ 開、閉会式、表彰式など全ての式典においても、公式の五輪の歌が使われ、五輪旗が掲揚される。
 - ・ 選手のユニフォームには、NOCの標章だけを付ける。
 - ・ 国際オリンピック委(IOC)は、開会式における公式演説が政治的内容を含むことがないよう、監視する。
 - ・ NOCは、純粹にスポーツ的な行事に限って参加する。
 - ・ NOCは五輪開催の際に行われる青年キャンプには参加しない⁽²⁾。
- こうした折衷案が出される中で、IOCとしては、入賞可能な者のみに参加者を絞り、費用は各団体で負担する方向を模索していた。

しかし、五月二四日、国別エントリー締め切り最終日、日本協理会は官房長官出席という異例の下、「満場一致」で参加反対を決議した。その午後、IOCの臨時総会にはこれまた文部省体育局長が出席し、参加すれば、今後の政府からのスポーツ団体への補助金をカットする旨の趣旨を述べて、圧力を掛けた。IOCは異例の投票に入り、ボイコット賛成二九、反対一三で、「現状ではやむなし」の結論を出した。

IOC発表によれば最終的に参加国八四、不参加五二、未回答二七であった。(五月二七日)

その夏、モスクワオリンピックは整然と行われた。また、当JOCの柴田委員長も開会式後の談話で「やっぱり日本の選手を歩かせたかった」と真意をもらした。「ボイコットは失敗だった」という風評が世界的に一般的であった⁽³⁾。ともあれ、一連の経過は、「本質論も理想論も発言する前に圧殺された⁽⁴⁾」というむなしさが残った。

(2) 問題の構造

この事件は、スポーツと政治との関連、特に政治によるスポーツへの圧力、スポーツへの政治的利用が問題となった。そして特に日本ではJOCの自立性、自治の問題と日体協財政の政府他からの補助金依存体質の問題、それに伴う従属問題が焦点化した。

① 政治とスポーツ

今回のボイコットの発端は、ソ連のアフガニスタン侵攻に対して他に打つ手がなかったアメリカが、同盟国に圧力を掛けて強引にボイコットを強要したことにある。さらに、前回のモントリオールオリンピックでは、アメリカはその獲得メダル数がソ連、東独に次いで第三位に転落し、モスクワでアメリカの優越性を示す可能性が少なかったこと、そこでアメリカが再びソ連に敗北すれば、アメリカにとっていっそう威信の失墜になる可能性もあったことから、ボイコットが政治的にいっそう重要になった。日本はそれに忠実に従った。それだけに単なるボイコットでなく、世界のスポーツと政治の関係、日本のスポーツ界の本質をハッキリと映し出した事件となった。

両者の関連について、スポーツは政治の「手段」として使われる歴史を有しており、政治からの「援助・非介入」の原則、独立性を確保する戦いの歴史でもあった。日本の場合には、「大平内閣に降伏したJOC⁽⁵⁾」であった。それ以前もそうであったが、その後の日体協はいっそう政府への従属化を強めた。しかし、十分な補助金ももらえ

ず、八〇年代の日体協（そして地域体協も含めて）は多くの矛盾を内包させていった。（日体協については後述する。）

② 反対運動

上記のような政府によるスポーツの政治的手段化に対して、総評と体育関係者らが集まり、「モスクワオリンピック国民派遣委員会」を結成した。しかし総評は六月の参議院選挙を控えており、体育関係者の政治運動化への懸念と矛盾を抱えた⁽⁶⁾。また、新日本体育連盟は四月二五日に「声明」を出し、JOCの自主的判断に対する政府の圧力を批判した。そして情勢がせば詰まった五月一日に「オリンピック問題検討集会」を開催して、政府の政治的介入を糾弾して、JOCの自主的判断を擁護すべきだとした。また五月一九日には教育学者太田堯、哲学者古在由重ら六氏の「オリンピックは崇高な文化・教育運動」とするアピールを出し、JOCの賢明な判断を期待した。

③ 残された課題

ともあれ、いろいろな問題を露見させながら、競技会としては一応成功したモスクワオリンピックであったが、JOCの柴田委員長の「むなしさ」を共有したJOCや日体協関係者も多かったであろう。また、積極的に政府の介入に反対してきた人々の中にも、「むなしさと悔しさ」⁽⁷⁾が残った。それは政治的・軍事的事件と平和の祭典としてのオリンピックの噛み合わせでの議論であり、どちらの主張にもそれぞれ一理あったからである。

つまり、ソ連のアフガニスタン侵攻は不当なことは誰もが否定しない。その当のソ連の中での競技会はそのソ連の軍事行動を承認する論理となるので、ポイコットするというものである。これには「スポーツだけにその犠牲を負わせるのか」という反論もなされたが、現代の戦争と平和運動の両天秤の上で、多くの人が悩んだ。とはいえ、ポイコットしたカーター大統領の思惑は成功しなかったという事後の感慨の中で、この立場の人々にも、すっかりしない感

情が残った。

他方、ボイコットに反対する側にとって、参加・不参加の判断はJOCに委ね、もっぱら政府の政治的介入への批判に終始しつつも、敢えて、参加の論拠が今一つすっきりしない実態があったからである。これを広畑は「なぜオリンピックなのか」「スポーツを通しての平和とは何か」の問いが、未だ国民に深く浸透しきれていない事を課題とした。

- (1) 朝日新聞、一九八〇年三月と五月の世論調査、一九八〇年五月二〇日。
- (2) 朝日新聞、一九八〇年五月四日。
- (3) 対談・川本信正、宮川毅『モスクワ』と五輪の将来』『体育科教育』一九八〇年一〇月号。清川正二「モスクワ五輪大会の回顧」『体育の科学』一九八〇年一〇月号。
- (4) 中条一雄「オリンピック不参加」『学校体育』一九八〇年七月号。
- (5) 朝日新聞、一九八〇年五月二十五日、「社説」。
- (6) 朝日新聞、一九八〇年五月二〇日。
- (7) 広畑成志「オリンピック禍のあとさき」『月刊社会教育』一九八〇年一〇月号。

2、八〇年代のスポーツ行政

八〇年代前半のスポーツ行政は、いわばスポーツ政策不在の時期であり、目立った施策はなかった。これは七二年の福祉主義の保体審査が事実上反故にされ、そうかといってそれに代替する新たな諮問が成されず、福祉主義から新自由主義的な日本型福祉社会論に転換する政府の福祉観の転換の中で、そして八二年を頂点にしてそれ以降は減少

一方のスポーツ予算を前にして、新たな政策の基盤を決めかねていたからである。その一方で文部省を飛び越えて中曾根首相の提唱する「地方のスポーツ、文化、芸術の振興に関する施策について」（閣議、八三年）、臨教審第三次答申（八七年）が出された。文部省はそれらに対応しつつも、一方で「総合保養地域整備法（リゾート法）」（八七年）、通産省のスポーツ産業研究会への参加、競技力向上のための行政機構の再編（八八年）等で忙しかった。

とはいえ、年度ごとの一定の事業は推進した。それらについては次項以降に触れるので、ここでは主に、行政機構に関わる部分について触れる。

各国スポーツ団体国際会議（I A N O S）には、八二年に正式加盟した。八一年に世界四〇カ国の総合スポーツ統括団体の賛同を得て創設され、スポーツ・フォー・オールを標語に生涯スポーツ、大衆スポーツの普及を図ることを意図した。八五年に五三カ国が参加している。八六年度にはアジア地域スポーツ交流事業を開始した。⁽¹⁾（尚、日本は七八年のユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」を批准していない。）

八七年には、次年度に迫ったソウルオリンピックのための選手強化特別対策事業を発足させた。これにより強化指定選手（28競技、男子374名、女子145名）と特別強化指定選手（5競技、12名）を選定した。特に後者には選手に月額30万円、コーチに20万円の補助費が与えられた。⁽²⁾

臨時教育審議会の「教育改革に関する第三次答申」は八七年四月にだされ、スポーツについてもコメントした。一方では生涯学習体系への移行、そこでの消費の向上から地域スポーツ振興は強調された。しかし、七六年のカナダ・モントリオールオリンピックにおける西側諸国の惨敗以降、特に八六年のアジア大会（ソウル）における中国に引き続く韓国への敗北（ソウルショック）は、スポーツ界ばかりでなく、政界、経済界にも危機感をかき立て、トップのレベルアップを政策的にも位置付ける要求が強まった。その「ソウルショック」を受けて、これまで日本体育協会に

任せていた国際的競技力について国としての関わりを意図し始めた。こうした動向の中で、八七年九月に内閣総理大臣の「スポーツの振興に関する懇談会」が設けられ、八八年三月に次のような内容を含む報告書を出した。つまり、設置の趣旨から国際競技力の向上が前面に取り上げられ、「スポーツ振興五カ年計画を策定し着実にこれを実施する」「プロスポーツの意義を高く評価する」「競技力アップのためのスポーツ振興基金を創設し、企業からの賛助金を集める」「スポーツ振興のための税制上の優遇措置を活用する」等である。これは、国際競技力の向上策が中心であるが、七二年答申以降、特に八〇年代のスポーツ振興政策の空白に対する指摘でもある。

この懇談会で、座長の斉藤英三郎（経団連会長）は個人意見として「スポーツ庁構想」をぶちあげ、文部省を震撼させた。

こうした動向の中で、文部省体育局は競技力向上に対する行政機構の整備として八八年七月よりこれまでのスポーツ課を生涯スポーツ課と競技スポーツ課として、後者を独立させ、今後強化することになった。そして、この競技スポーツ課への施策の助言として、さらに、先の「スポーツの振興に関する懇談会」報告書の具体化として文部大臣は保健体育審議会に「二一世紀に向けたスポーツの振興方策について」を諮問した。四日後の一九日、文部大臣は体協幹部と都内のホテルで日本スポーツの競技力向上対策を話し合う懇談会を持った。保健体育審議会は八九年一月に答申を出したが、七二年答申以来、実に一七年ぶりの答申である。と同時に答申としては初めてだが、主要には競技スポーツに言及し、かつその具体的推進の財源として国の補助ではなくバブル経済の下での企業からの補助に依存した。八八年のソウルオリンピックでも惨敗した日本は、上昇著しい韓国と比較されるようになったが、日本と韓国の国レベルのスポーツ政策は「雲泥の差」³⁾であり、これでは日本は韓国に勝てないとするのが一般論であった。

当時、世界各国は社会主義国以上の国家援助に乗りだしていた。韓国では八六年アジア大会、八八年ソウルオリン

ピックの優勝者には約二〇〇〇万円の報奨金、終身年金も与えた。これでは「国家対民間スポーツ団体の戦いの差」であった。こうして、トップスポーツ界も公共による支援を強く要求し始めていた。しかし、日本政府はそれをさばり、民間からの寄付金、冠大会からの収入へ競技団体を追いやった。

これまで日本の競技スポーツ、特に高度化は学校部活動と企業チームに依存してきた。欧米のような地域スポーツは実質的にその役割を果たすにはあまりにも未発達であった。そして特に企業の場合、日本のトップアスリートを抱え、諸外国からは「カンパニアマ」と揶揄された。ともあれ、ここに特殊日本の選手養成制度が形成されたが、これは六〇年代の高度経済成長下での企業社会化、つまり企業宣伝の最有力手段としての側面と同時に、社員の福利厚生と並んで社員の士気高揚、社内統合策としても推進された。九〇年代に入り企業再編の中で大きく揺れ、福利厚生廃止、企業クラブの廃部となるが、バブル経済までは今なお、企業社会の象徴として機能し、そうした企業からの献金に最大限依存した。

さて、一方の生涯スポーツ課としての目玉事業は新規事業としての「全国スポーツ・レクリエーション祭」(通称スポレク祭)である。主催は文部省、主催県、日本体育協会、日本レクリエーション協会、全国体育指導員連合等であり、国民体育大会の競技力志向に対して広く参加を募り、生涯スポーツ活動として、毎年各県・都市をめぐるものである。

八八年の第一回は近年に国民体育大会を開催し、施設が完備し、しかも開催のノウハウを知っていて東京近辺ということで山梨県が選ばれた。種目はマスターズ陸上競技、壮年サッカー、年齢別テニス、男女ソフトバレーボール、年齢別軟式庭球、ラージボール卓球、女子ソフトボール、年齢別バドミントン、壮年ボーリング、男女混合綱引き、ゲートボール、グラウンドゴルフ、バウンドテニス、ターゲットバードゴルフ、富士の里マラソン、武田の史跡ウォ

ーキングなどである。

スポレク祭の役割として、「交流することを重点に置いた新しい形の祭典」「生涯スポーツの振興施策の集大成」「生涯スポーツ活動に必要なニュースポーツの開発と普及」「スポーツ・レクリエーションの楽しさを認識させるもの」が指摘された。⁽⁵⁾

この山梨大会には延べ二〇万人が参加し、参加者の意識として、「良かった」(九六・二%)、「楽しみを優先した」(七七・九%)と、大成功であった。⁽⁶⁾

九〇年には文部省が音頭をとり、今回初めて「生涯スポーツコンベンション'90」を開催した。参加者は地方公共団体、スポーツ施設職員、スポーツレクリエーション団体、スポーツ産業、スポーツ医科学研究者、スポーツ傷害保険、スポーツイベント、保険業界、広告代理業界、マスコミ、関係省庁などから総勢八〇〇名の参加であった。⁽⁷⁾

- (1) 岩上安孝「我が国のスポーツの国際交流事業の現状」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八六年一〇月。
- (2) 川杉収二「我が国における競技力向上策」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八七年一〇月。
- (3) 朝日新聞、一九八九年二月一〇日。
- (4) 毎日新聞、一九八六年一〇月一〇日、安齊実日本選手団団長の談。拙著『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年、一四二頁参照。
- (5) 笠原一也「生涯スポーツの振興に果たす全国スポレク祭の役割」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八九年一月。
- (6) 「全国スポーツ・レクリエーション祭に関する参加者の意識調査報告」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八九年七月。

（7） 本間政雄「生涯スポーツコンベンション'90の狙い」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九九〇年四月。

3、スポーツ施設の整備

八〇年代の「全省庁の体力づくり関係予算」は図表1-2-1のように、まず総額としては八〇年代に入り減少してきたが八七年に再び上昇し、九〇年には三三〇三億円に上昇した。比率では一貫して六〇%以上が「施設整備費」である。しかもそれは八二年以降八七年まで減少の一途を辿り、それが全体の減少に反映した。

ここに含まれる予算の出所とその割合は建設省（約三五%）、文部省（約二〇%）、厚生省（一六%）、社会保険庁（二四%）でありそれに続いて運輸省、郵政省、労働省、環境庁、農林水産省、総務庁、通商産業省、経済企画庁である。

文部省の八〇年代をスポーツ予算で見ると、「スポーツ施設建設費」（図表1-3-6）、「スポーツ活動振興費」（図表1-3-11）共に八二年を頂点としてその後八七年を谷底に低下の一途を辿った。これは既述のように大蔵省による「ハコモノ補助金」削減が原因である。この結果、図表1-3-7に見たようにスポーツ施設数は八〇年代前半は「公共スポーツ施設」において二倍近く進展してきたが、八〇年代後半には学校施設共に殆ど伸びていない。

七二年の保体審答申における施設設置基準に照らしたスポーツ施設充足度は、一〇年後の八一年段階で運動広場（八一・九%）、コート（面数）（三五・一%）、体育館（三七・八%）、柔剣道場（四三・九%）、プール（三五・六%）で、合計（四〇・八%）であり、極めて不十分な実態であった。⁽¹⁾

一五年後の八七年段階での達成実態は図表1-3-10に示したように、おおよそ五〇%程度であり、しかもスポーツ参加頻度も予想より多くなっているから実質の達成率はそれよりもいっそう低下する。つまり、未だに圧倒

的な施設不足の実態であった。これは後述する国民意識においても実感される。

こうした進まぬ公共スポーツ施設建設に対して、国会では、日本共産党の佐藤昭夫参院議員が、次の趣旨による「公共スポーツ施設の整備等に関する質問趣意書」を提出し、政府の意向を糾した。

① 国の公共スポーツ施設整備に関する予算の抑制を止め、大幅に増額すべきである。

② 公共スポーツ施設の管理運営の民間委託化の行政指導を止め、誰もが低料金で利用できる住民本位の管理運営が確立されるようにすべきである。

③ 公共スポーツ施設に専門的な専任指導者を配置することは、重要な課題であり、国としてその基準を策定し助成制度を確立すべきである。

これに対する政府の答弁書は以下の通りである。

——現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、国民の要望、地方公共団体の実情などを十分考慮し、今後ともその整備に努めて参りたい。

——公共スポーツ施設の管理運営の民間への委託は、各設置者がその実情に応じて行っているものであり、当該施設の公共性を損なうものではないと考えている。

——国民のスポーツ活動が極めて多種多様に行われ、そのニーズが多様化していることなどを勘案すると、指導者の配置については、各公共スポーツ施設における利用の実態などに即して対応すべきであり、専任の指導者の配置について国が基準の策定などを行うことには困難な面がある⁽³⁾と考える。

それぞれに対応して、当たり障りなく応えたのみである。ともあれ、この時期に多くの政党がスポーツには無関心であった中で、こうして政府の怠慢さを指摘した意義は大きい。

さて、先述のように、建設省、自治省、文部省、労働省等も施設建設を行ったが、八〇年代の市町村におけるスポーツ施設整備の財源は図表2-3-1のように、八三～八八年の国の補助事業の割合は五九%、市町村の独自事業は四%である。しかし、総事業費に占める国庫補助金等の割合は一八%であり、圧倒的に市町村の自主財源で賄われている。国庫補助金の少なさを示している。こうした実態が国民の求める施設要求には未だ十分に対応しきれていない。背景であると同時に、自治体の地方債（借金）の拡大を意味する。

こうする中で、八七年辺りから文部省内で「スポーツ・カルチャーゾーン」構想が持ち上がった。その経過は以下のようなものである。

八五年一〇月にFFS（自由主義経済推進機構）が「緑陽日本構想（グリーンシャイン構想）」を発表し、プロジェクト・メニューの一つとして大規模リゾート整備を提案した頃からリゾート整備をめぐる構想が活発化し、八六年八月には建設省、通産省、国土庁など七省庁からそれぞれリゾート整備に関する構想が発表された。これらの構想が一本化され成立したのが総合保養地域整備法（リゾート法、一九八七年）である。そして八七年六月には第四次全国総合開発計画が発効し、八八年六月には多極分散型国土形成促進法が施行された。こうして文部省でもスポカルゾーン（生涯スポーツ・文化・学習活動重点地域）構想について調査を進めた。³⁾

そしてスポカルゾーンは以下の三つのゾーンから構成される。

- ① スポーツゾーン…総合体育館、テニスコート、室内プール、サイクリングコース、ジョギングコース、ミニゴルフコース、運動広場、ゲートボール場、ボーリング場。
- ② カルチャーゾーン…生涯学習センター、博物館、美術館、郷土資料館、プラネタリウム、野外ステージ、アーティスト村、イベントホール、多目的施設。

図表 2-3-1 市町村におけるスポーツ施設整備の財源

区 分	1983～88 年度整備数			左の財源構成	
	国の補助事業	市町村の 単独事業	計	総事業費	うち国庫 補助金等
79 市町村計	330	229	559	124,462 万円	22,459 万円
構成比%	(59.0)	(41.0)	(100)	(100)	(18.0)

出典：総務庁行政監査編『スポーツ振興対策の現状と問題点——総務庁の行政観察結果からみて——』
1990年6月、52頁。

③ プレイゾーン…子ども遊園、釣り堀、ファミリーパーク、である。

「住民が日帰りまたは週末を利用して行ける日常生活圏域に設定されるもので、日常生活圏域を離れ、長期滞在型の余暇活動を行うものを対象に整備されるリゾート地域とは、大きく異なり、「スポカルゾーン構想によるスポーツ施設などの整備については、民間事業者（第三セクターを含む）の能力を極力活用」し、「八九年度から具体的なスポカルゾーンの設定、整備を実施したい」。その場合、さしあたり、全国に一五〇カ所整備することとし、当面、モデル地区（毎年全国二カ所程度）を設定し、その整備を行う」というものであった。

リゾート法の勢いを借りて文部省も「スポカルゾーン振興法」（仮称）の検討に入り、八九年度から民間活力を導入して全国に整備したいとするものだったが、立ち消えた。

さて、文部省体育局では七二年保体審答申の施設設置基準に基づく体育・スポーツ施設の整備のあり方に関する具体的事項に関し調査研究を実現するため、八八年一〇月に協力者会議を発足させた。協力者会議の検討結果は、「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」検討を進めている保体審に報告され、同審議会の答申に反映されることになった。⁽⁵⁾しかし後述するように、答申は地域の「整備基準」の検討を放棄し、施設の「建設基準」のみを提起した。

(1) 「整備基準から見た体育・スポーツ施設の現況」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎよ

うせい、一九八一年八月。

(2) 赤旗、一九八九年五月一五日。

(3) 文部省体育課「民生活導入とスポーツ・レクリエーション施設」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八八年九月。

(4) 文部省体育課「行政ミニ相談室・スポカルゾーン」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八七年二月。

(5) 「体育・スポーツ施設の整備のあり方に関する調査研究について」「健康と体力」文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八九年一月。

4、クラブ・団体の育成

新たなスポーツ施設建設が進められず、その一方で、ソフトであるスポーツ活動促進策に焦点化されたのも八〇年代の特徴である。図表1-2-1で見たとように、八〇年代は施設建設費が減少したが、体力づくり関連全省庁の事業振興費は八〇年の約五〇〇億円から九〇年の一二〇〇億円まで一貫して上昇した。それは事業費の多くを占める厚生省、社会保険庁が一貫して増大したからである。(図表2-2-1)

しかし文部省では、施設建設費と競技スポーツ振興費が減少した。それでも、競技スポーツ振興費は八六年アジア大会(ソウル)、八八年ソウルオリンピックでの「ソウルショック」を受けて八八年の約一六億円から八九年には二四億円と若干上昇した。九〇年には約三〇億円弱にまで到達した。その一方で、生涯スポーツ振興費は八〇年以來約二五億円で横這いを維持した。(図表1-3-11)これは物価上昇率を勘案すれば実質的にマイナス傾向であった。その中でも、文部省は、以下のようなクラブ・団体育成事業を提起した。

「一九八二年」・生涯スポーツ推進指定市町村設置事業(少年スポーツ活動育成事業/高齢者スポーツ開発事業)

〔一九八三年〕 ・ 親子スポーツ活動推進事業

〔一九八四年〕 ・ 少年スポーツクラブ育成事業

〔一九八五年〕 ・ 高齢者スポーツ活動推進事業／婦人スポーツ活動推進事業／勤労青少年スポーツ活動推進事業

〔一九八七年〕 ・ 地域スポーツクラブ連合育成事業

〔一九八八年〕 ・ 全国スポーツレクリエーション祭開催

〔一九八九年〕 ・ 市民スポーツ相談普及促進事業／リーダーバンク補助事業

〔一九九〇年〕 ・ 過疎地域スポーツ交流事業

以上の内、八二年度に生涯スポーツ推進指定市町村設置事業（少年スポーツ活動育成事業と高齢者スポーツ活動推進事業の二事業）がスタートし、八三年に新規の親子スポーツ活動推進事業がスタートした。八三年度はそれぞれ七五、一七、二三、計一一五市町村で指定された。⁽¹⁾

スポーツ施設の整備・充実については、厳しい財政事情の下で、学校体育施設開放事業は積極的に促進された。七五年度から都道府県教育委員会が市町村の求めに応じて社会教育主事（スポーツ担当）を派遣する事業に、国庫補助を行ってきた。「生涯スポーツ推進事業」（八二年度からの生涯スポーツ推進指定市町村設置事業を市町村基礎体力つくり・スポーツ振興事業と一体化）を新規事業として興し、八五年度から婦人スポーツ活動推進事業を加えた。⁽²⁾

特に八五年には「地方スポーツ振興費補助金（体育・スポーツ振興事業）交付要綱」（文部大臣裁定）も提起された。これは六一年のスポーツ振興法の規定に基づき、地方公共団体が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の一部を国が補助するものである。その対象は以下の項目であり、補助率は一／二―一／三である。

・ スポーツリーダーバンク事業

- ・ スポーツプログラマー養成事業
- ・ スポーツ活動指導者講習会
- ・ 地域における強化拠点整備事業
- ・ 武道指導者養成事業

・ 学校体育実技認定・指導事業

・ 中学校・高等学校スポーツ活動振興事業

・ 全国レクリエーション研究大会及び全日本ユースラリー

・ 市（特別区を含む）町村生涯スポーツ振興事業

これらの施策は、それぞれの階層のスポーツ振興上必須のものである。そしてこれだけ見るとバラ色に見えるが、図表1-3-11のように、地域スポーツ活動への補助金を含む「生涯スポーツ活動補助」は八〇年代はほぼ漸減し、むしろ地方自治体に肩代わりをさせることになった。確かに、国レベルでの文部省予算の計上は国からのお墨付きの事業としてのきっかけ、地域での施策の火付け役にはなったかもしれない。

八〇年代の国民のスポーツ参加総数は図表2-2-7で見たように、八〇年代の後半は三億六千万人から三億人の間の変動であったが、スポーツ部門への消費は漸増であった。これをクラブの実態調査から見ると、以下のようなになる。

「クラブ・同好会への加入」状況の八〇年代の特徴は、この時期のクラブや同好会などのスポーツサークルへの加入状況は図表2-3-1に見るように八五年で一五％程度である。一方、加入希望者は約三〇％である。八八年には両者共に若干の上昇を示しているが、大きな変化とは言えない。

「クラブ数の実態」から見たのが図表2-3-3、4である。八四年の公立施設利用スポーツクラブ数は三〇万四千

クラブであり、会員数二二〇〇万人で、一クラブの平均会員数は三九・五人である。五年後の八九年にはクラブ数は三五万一、八〇〇であり約五万クラブが増加し、会員数は一一八一万三、〇〇〇人であり、二〇万人弱の減少である。そして一クラブの平均会員数は三三・六人となり、クラブ数が増えたが一クラブ約六人分だけ規模が縮小した。

「クラブの設立時期」では、八五年段階で見ると東京オリンピックの六四年以前に設立されたスポーツクラブは四・四％、六五〇七二年までが一三・八％、そして七三年以降が七五・三％と、大半が七二年答申以降である。⁽³⁾（無記入六・四％）

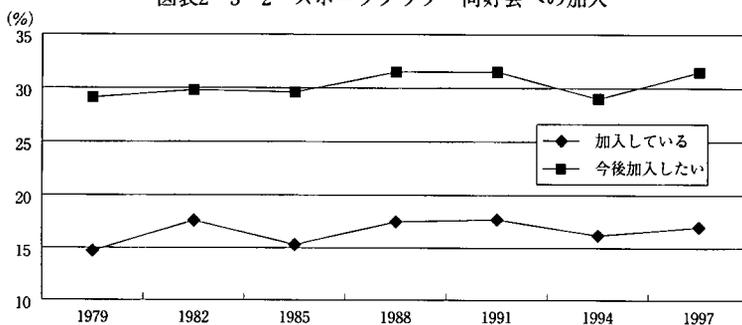
以上の記述を繋げると以下ようになる。つまり、スポーツクラブの結成は七〇年代中頃から活発化し、八五年頃には三〇万クラブ、そして八九年には三五万クラブと五万クラブ増えたが、会員数は二〇万人ほど減少した。そしてこの時期の国民の年間のスポーツ参加数は約三億六千万人である。

【向陽スポーツ文化クラブ (KSSCC)】

以上のような動向の中で、東京杉並区向陽中学校を拠点とする「向陽スポーツ文化クラブ (KSSCC)⁽⁴⁾」の活動が盛り上がり現在に至っている。

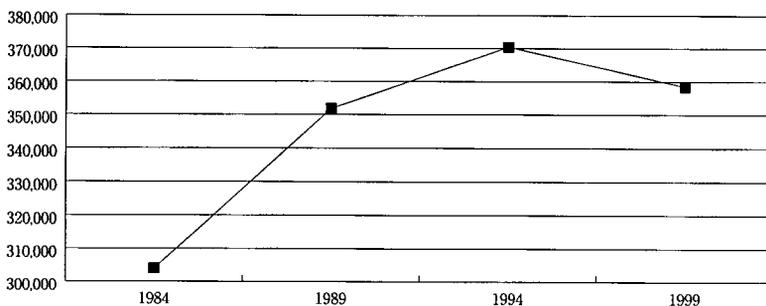
七五年夏、校長の呼び掛けでPTAが中心になり、中学校のプール開放を実現した。その後、学校開放を活用しながら、テニス部、スキー部、サッカー部、成人野球部、卓球部、少年野球部他一三のスポーツクラブ、編み物、生け花、英会話、カメラ講座、かな書道等一四の文化クラブ、そしてボランティア活動までも含めた総合的なクラブを形成し、地域に根を張ってきた。注(4)の本はその一〇年の総括である。クラブの特徴として、「住民の自治的・自主的活動を基本としている」「総合的なクラブである」「コミュニティに根ざしている」「学校開放の理想を実現するために取り組んでいる」ことが挙げられた。

図表2-3-2 スポーツクラブ・同好会への加入



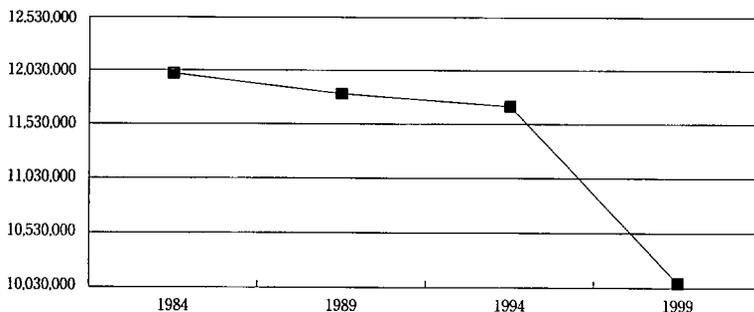
出典：「体力・スポーツに関する世論調査」総理府広報室より作成。

図表2-3-3 公共施設利用スポーツクラブ数



出典：「スポーツクラブ実態調査」日本スポーツクラブ協会1999年版より作成。

図表2-3-4 公共施設利用スポーツクラブ会員数



出典 同前。

この過程で大きな意義を持ったのはクラブハウスの建設であり、それ故に、文化部も活動し得たといえよう。活動場所としてのグラウンドや体育館、プール等の運動施設の安定的保障と共に、アフターの場としてのクラブハウスの存在はクラブ活動にとって生命線である。

杉並区の特徴は、あくまでもハード面、つまり諸施設は行政が設置し、その施設の運営は一定の委託費をもってクラブに委託する方式（住民委託）を採り、行政も全面的にサポートした事である。従って、先の四つの特徴に「行政の援助」が加えられるべきである。

当時の背景として、七二年保体審答申を受けて七六年には文部省も「日常生活におけるスポーツ推進に関する調査研究」の報告書を発表し、翌年「地域スポーツクラブ育成指定市町村事業」が新規事業で推進され、文部省としても地域のスポーツクラブづくりを本格的に推進する体制であったこと。それと並行して、区の段階でも区民の高まる諸要求に対応するために、「区有施設有効活用プロジェクトチーム」を七六年に発足させ、オイルショック後の各種施設建設繰り延べへの対応に取りかかっていた。その後、杉並区では区内三二中学校の内一四校にクラブハウスが建設され（一九八五年度）、学校開放を大きな事業として施設建設や活動の補助などの多様な補助事業を行った。この点で杉並区の学校開放に対する行政側の強い姿勢が見られた。八三年には「杉並区学校開放連合協議会」を発足させた。こうした杉並の学校開放政策をリードし、またそれによって支えられたのがKSCCであった。またKSCCとしても行政への要求を積極的に行った。

その後、文部省の「地域スポーツクラブ連合」（八七年から）、そして「総合型地域スポーツクラブ」（九五年から）のモデルとなった。

ところで文部省の八七年の「地域スポーツクラブ連合育成事業」はクラブ育成政策で言えば新たな展開である。七

○年代の大きく進展を見せた「三鷹方式」、つまり「教室からクラブへ」という行政の施策は、行政の援助を基盤としつつ住民の要求に対応してある段階までは着実に進展した。ある段階とは、施設の許容量が許す範囲という意味である。しかし、八〇年代前半に若干伸びた施設建設も住民の要求を満たす程に進展する間もなく、八〇年代後半からの施設建設の頭打ちの中で、その方式は有効性を発揮しなくなった。いや、正確には発揮してはいけなくなった。つまり、自治体のスポーツ行政として高まる住民の要求に対応した諸々のスポーツ教室を止めるわけにはゆかないが、そのままクラブ結成への援助を続ければ施設が飽和状態となる。従って、クラブは作れば作れるのだが、教室を開催した後は放置せざるを得ない実態となったのである。

この辺りから、自治体職員の中に、「クラブ殺すに刃物はいらぬ、施設の一と月貸さねば良い」というような隠喩も囁かれるようになった。これは彼らの自嘲的表現の一つといえよう。

とはいえ、文部省として一定の地域スポーツクラブ、地域スポーツ振興政策を提起せざるを得ず、スポーツ振興行政上大きな基本的な矛盾に直面せざるを得なかった。そこで出てきたのがこの「地域スポーツクラブ連合推進事業」である。いわば学校施設をフルに活用し、クラブハウスを設け、その運営を利用者に委ねながら、クラブ間の横の連携を強化しようというものである。つまり、「三鷹方式」の限界を新たな工夫で乗り切ろうとしたものである。それは八九年の保体審答申「二一世紀に向けたスポーツの振興方策について」に引き継がれた。しかし、これらも先の基本的な矛盾つまり日本における施設の絶対的不足を解決するものではなく、前提が存在しないのだから、その施策自体が進展することもなかった。

(1) 笠原一也「生涯スポーツ推進指定市町村設置事業について」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八三年

一〇月。

- (2) 戸村敏雄「生涯スポーツのより一層の振興を」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八五年四月。
- (3) スポーツ安全協会「地域スポーツクラブの運営に関する調査報告書」一九八五年、八頁。
- (4) 八代勉・向陽スポーツ文化クラブ「コミュニティクラブと学校開放」不昧堂出版、一九八六年。

5、八九年保体審答申の概要と特徴

(1) 八九年答申の概要

一九八九年の答申「二一世紀へ向けたスポーツの振興方策について」には、大きく見て三つの特徴がある。一つは、競技スポーツの向上を第一の課題としたこと。これは保健体育審議会答申で初めてである。第二はバブル経済絶頂期に、新自由主義的施策、つまり民間活力の導入、自治体行革への締め付けが強化された中での答申であり、スポーツ行政における「福祉路線終焉の宣言」、言い換えればスポーツ産業への道を大きく開いた点である。そして第三は国のレベルでの国民スポーツの普及費を大きく削減し、それを自治体に肩代わりさせた点である。

図表1-3-7で見たように、確かに七五年から八五年までにスポーツ施設は五割程度増加したが、それでも図表1-3-10のように七二年答申の施設設置基準に照らしてみればたった半数の達成度にはすぎないのである。しかも地域住民にとって「身近な施設の不足、適切な指導者が見いだせないこと、時間的、経済的な制約等様々な理由からスポーツ活動の機会に恵まれない人々も依然として多く、施設の量的・質的充実、指導者の養成など種々の改善が求められている」という認識を示しているにもかかわらず、施設設置基準の策定は各自治体の条件に任せるとして、国の責任を放棄した。先述の八五年八月に出された建設省の都市計画中央審議会答申「今後の都市公園等の整備と管理はい

かにあるべきか」で示された「運動施設の種類毎の人口一〇万人当たりの整備量及び配置の標準」は、公共スポーツ施設数に占める都市公園内施設の割合の大きさ（図表2-12-5）にも関わらず、省庁のセクショナリズムか、文部省からのコメントは聞こえない。

その一方で、八九年保体審答申に示されたのは施設規模の指針「建設基準」であり、地域的必要数の指針「整備基準」ではない。ここに大きな後退がある。地域的に不足している施設についてはリゾート地域との連携を強め、そこから充足せよということである。

さて、この答申ではスポーツの高度化が主として強調された。七〇年代中頃からの国際大会における東欧を中心とする社会主義国の伸展、その一方でアメリカも含め日本の国際競技力の相対的低下が指摘され、また、八〇年モスクワオリンピックポイコットの余波として高度化への公的援助の批判も高まった。そうする中で、八六年のアジア大会（そして八八年のソウルオリンピック）では中国そして韓国にも抜かれたことの「ソウルショック」は強烈であった。この直接的な反映は八八年の文部省体育局の「競技スポーツ課」の誕生であり、この答申でも初めて「競技スポーツ振興策」が提起されたわけである。

そして答申の最大の特徴はその資金、財源の調達にあった。民間（企業）の寄付を当てにして「スポーツ振興基金」を創設すること、その他に、冠大会の競技会の積極的開催やその他の寄付を最大限に期待した。この点は七二年答申では全く表現されていなかった内容であり、この間の情勢の大きな転換を示し、バブル経済への大きな依存を示した。しかし、「継続的、計画的な選手強化を図るため、日本体育協会等が実施する選手強化事業に要する経費に対する国等の補助金の充実を図る」（傍線内海）と、強い本音を示している。その他、政策の全体は抽象的な内容が多くなっている。こうして、七二年答申との比較をすれば、公共責任が大きく後退し、「スポーツ振興基金」をはじめ

として民間（企業）に依存した。

(2) スポーツ政策の対立・矛盾——公共性と民間化——

行政の民間化、減量経営化が強要される一方、スポーツ政策への公共責任のいっそうの強化を求める提言も提起された。臨時教育審議会第三次答申の「スポーツと教育」項目（一九八七年）ではスポーツ振興の諸施策を提起したが、「国は、日常生活圏・広域生活圏を考慮し、国・地方公共団体が整備すべきスポーツ施設の基準を策定し、その整備を促進する」ため「財政上その他の必要な援助措置を講ずる」と、七二年保体審答申の路線を踏襲して、公共的責任を強調した。また、「スポーツ振興基金（仮称）について」（九〇年）では次のような基本的認識を示した。

「スポーツのうち、競技スポーツについては、従来ともすれば一部のスポーツ選手のためのものと考えられがちであったが、競技スポーツにおける人間の可能性の限界を追求する選手たちの極限への挑戦は、いわば、先端的な学術研究や芸術活動と共通する人間の価値ある行為であり、それ自身が大きな意義を有する文化的行為である。このような極限に挑戦する選手たちによって開発された技術や知識は、スポーツの普及・発展を支える貴重な資源であり、また、オリンピック競技大会等国際競技大会における我が国選手の活躍は、国民に明るい話題と活力を与え、るとともに、特に、青少年に対しては、将来に向けての夢や憧れを抱かせ、スポーツに対する興味や意欲をかきたてるなど、我が国のスポーツの振興に大きく貢献するものである。つまり、競技スポーツは、生涯スポーツと有機的な関連にあり、国や国民の全面的な支持のもとに推進されるべき性格を有するものといえる。」「国は、これらの事業が公共的、国民的な課題に対する取組みであることから、積極的に推進するために必要な額の国費を充当すべきである。」（傍線内海）

こうした競技スポーツの公共的性格としての理論化は恐らく政府文書では初めてのものである。これはその前年に
出された拙著『スポーツの公共性と主体形成』⁽¹⁾と極めて同一の認識であり、拙著の直接的な反映、あるいはそうした
認識の歴史的必然と考えてもよいであろう。

こうして、社会体育施設の設置基準や財政的援助をもつと国が率先することや、そこで行われる国民、地域住民の
社会体育や選手養成の施策が、基本的には公共的であり、そのために公共的援助が必須であることを強調した。

九〇年代に入るに当たって、スポーツ政策の上でも民営化への動向の中で、他方では本音としての公共性としての
認識と公共からの支持への要求もいっそう高まり、この両者はその対立と矛盾をますます深めたのである。

(1) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

四、自治体のスポーツ行政

1、全国的動向

一九八〇年代の「地方行革」の特徴は、革新自治体期に「膨張」した自治体の福祉「減量」が主たる目的である。
「都市経営論」の下に自治体業務の減量経営、民営化が推進され始め、「日本型福祉社会」論と結合して、国民の福祉
への圧迫が厳しくなった。これが西欧の「福祉国家」ではない「日本型福祉社会」という新たなイデオロギーであっ
た。

八三年には「地方行革大綱」が出され、自治体自体の民営化、スポーツの受益者負担主義が強要され、一方臨時教

育審議会も設置され、「戦後政治の総決算」(中曾根首相)が意図された状況にあったから、文部省としてそれらの動向を無視して保健体育審議会へ八〇年代のスポーツ政策のための諮問ができなかった。政府からの補助金の削減の一方で、地方行革に伴う、公共スポーツ施設の民間委託が比較的大きな自治体から進められた。また、臨調行革の先取りとして自治体では公共施設の委託管理運営も進められ、受益者負担主義の立場から、住民の施設利用料の大幅値上げが計画された。東京都では七九年に変わった鈴木保守都政がテニスコート、サッカー場、陸上競技場など東京都公園条例の改正によって平均三〇%の引き上げを発表した。⁽¹⁾

自治省の「地方行革大綱」(八五年)に沿って、地方単独施策、補助のカット(多くは革新自治体期の福祉施策を対象としたもので、結果として福祉切り捨てをもたらした)、人件費削減、中央政府に準拠した職員定員数の削減、公共施設の維持・管理の民間委託、地方議会定数の削減などに重点を置いた「地方行革」が強力に「指導」された。自治体独自の施策や給与体系を中央の定めた枠内へと統制するという意味で、中央集権化が進められた。こうした八〇年代は「地方行革型中央集権」の時期である。⁽²⁾八六年の「今後における行政改革の基本方向」(臨時行政改革推進審議会)では社会体育についても「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理するの考え方を踏まえ、国の関与は真に必要なものに限定するとともに、施設の民間委託、ニーズの多様化に対応した民間事業の活用等を推進する」とした。こうして公共事業という名による産業基盤整備への浪費的投資の一方で、あるいはそのための財源確保として国民の福祉、生活基盤の低水準化と地方自治体への責任転嫁をもたらした。

中曾根首相の提起した「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する連絡会議」(議長、瀬戸山文相)は、公営スポーツ施設の一斉開放やスポーツ教室を盛り込んだ地域スポーツの日の設定や市民文化祭など各種事業の開催等々の一般受けする選挙作戦の一つとしても受け取られた。⁽³⁾それは「スポーツ、文化、芸術活動の多様な場の確保」を言う

が、この年の関連予算は軒並み大幅削減であったからである。

さて、臨調行革、地方行革による福祉予算や補助金の削減はスポーツ予算にも直結した。

文部省のスポーツ振興予算(図表1-3-5、6)を見れば一目瞭然であり、大蔵省も八六年度の文部省予算案から、これまでの「ハコモノ補助金」に対し、原則廃止を打ち出した。⁽⁴⁾ この段階で七二年保体審答申の施設充足計画の達成は未だ四一%水準の現状であった。

ところで、民間委託の受け皿として、全国の自治体では、地方行革によって人件費削減の方策として自治体の出捐金を基金とするいわゆる第三セクターである「振興財団」を設置し、形式として直営方式を止めた。例えば東京都では、八五年九月議会で「財団法人東京都教育振興財団」を設立し、条例改正をして東京都体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、都立多摩スポーツ会館、都立夢の島総合体育館などの管理運営を委託した。これによって公的責任が曖昧化し、社会教育法に定めた、事業の運営の委託の禁止までも犯し始めた。

これに対し多くの反対運動が起きたが、新体連都連盟の反対理由は以下の点である。

① 公の施設の設置目的に反し、住民負担に拍車を掛ける。今回の管理委託は「活力ある都政推進本部」の方針、つまり鈴木都政の「マイタウン東京構想」実現のための財源確保、経費節減の一環であり、今回の措置はそのための公費負担の削減を原因としている。

② 都立体育施設は教育機関であり、その管理委託は法制的にも疑義がある。
しかし、東京都は上記案を遂行した。

(一) 赤旗、一九八三年三月一九日。『暮らしと政治』一九八三年一〇月号、星野昌敬論文。

- (2) 進藤兵「地方分権『改革』と自治体運動」『日本社会の対抗と構想』渡辺治・後藤道夫編、大月書店、一九九七年。
- (3) 赤旗、一九八三年六月一八日。
- (4) 朝日新聞、一九八五年一〇月一〇日。

2、地域での動向

さてこの時期、国民全般の生活意識では、図表1-1-1-2の労働時間に見たように、表面上はほぼ二二一〇時間を横這いの状態であった。これはサービズ残業を計算に入れない数値である。その状態で少し安定した。そして図表1-1-3の生活の力点に見たように、「レジャー・余暇生活」が八三年にこれまでの「住生活」を抜いて一番に躍り出て、その後九〇年の三七%まで一気に上昇した。そして図表1-1-4のように、家計に占めるスポーツ支出も八〇年の年間約三万五千円から九〇年の六万四千円と約二倍弱に進展した。

この時期、国のスポーツ施設があまり伸びなかった中で、民間スポーツ業者の施策が相対的に伸びてきた。国民のスポーツ参加も一定増加した。

八三年以降の自治体行革を前後して、自治体業務の民間や第三セクターへの委託を推進した。特に、業者の営利の対象となりうる大きな自治体の業務がまずその対象とされた。例えば、東京の区役所に、公社化や財団が忙しく推進され始めた。とっかかりは八一年の江戸川区「区民施設公社」(文化、スポーツ施設の管理運営の一本化)、八二年(江東区財団法人地域振興会)、八八年(中野区「文化スポーツ公社」、北区「文化振興財団」、荒川区「地域振興公社」、八六年(世田谷美術振興財団、同様に渋谷、目黒、品川区)等である。

東京荒川区の旧小学校跡地に建てられたホテルの中のスポーツ施設(温水プール)を区が買い上げ、これを民間ス

ポーツ企業に賃貸した。それを会員制として営業したが、ここでは個人の入会金二〇万円、保証金四〇万円の会員制で、これでは本来区の公共施設でありながら区民一般が利用できないとの苦情が出た。これは受益者負担主義の典型であった。⁽¹⁾

しかし国の臨調行革、地方行革の推進によって既述のように政府の補助金は大きく削減された。その一方で、地域住民と直接に接する自治体のスポーツ政策はそれとは大きく違っていた。高まる住民のスポーツ要求に押されながら、自治体では一定の施策を採った。図表1-3-13 (訂正・図表1-3-13のグラフの内、消費的支出と資本的支出とは文字の入れ替えが必要である。) に見るように、全国自治体の体育予算の八〇年代は中頃に多少の緩みはあったものの、ほぼ一貫して上昇し、八〇年の総額約三〇〇〇億円弱から九〇年の約六〇〇〇億円余と二倍に増加した。事業費である消費的支出は八〇年代半ばには一時減少したが、再び上昇した。そして土地、施設費(資本的支出)は債務償還費の上昇傾向と並行して増加した。これは、国の補助が減少する中でも、自治体が独自事業として、多額の債務を抱えながら住民の要求に対応したこともある。

その具体的内容として、図表1-3-2、3、4に見たように、八〇年代に新たにスポーツ担当部局を設置した自治体数は、七〇年代の約二七〇から八〇年代には約三一五と増え、全体の三二・四%が新たに設置されており、四八・四%の市町村で設置された。生涯スポーツ担当職員数は七九年の一・一三〇〇人から八六年には一二五〇〇人と増えた。しかし、この段階での市区町村立公共社会体育施設の職員状況は一施設当たり〇・三人という低い水準であった。⁽²⁾ スポーツ振興計画設置市区町村数は七〇年代に三七であったのに比べて、八〇年代は四六〇と急増した。また、自治体での「スポーツ振興資金」の整備開始年度ではそれを持つ全四三七自治体内、八〇年代が二三三で、全体の五三・三%である。

以上のように全省庁、そしてその一環である文部省の八〇年代のスポーツ施設建設が八七年を谷底にして大きく減少したのに対して、その分は地方自治体が肩代わりをした。先にスポーツ行政機構の伸展を見たが、施設建設においても図表1-3-12に見るように地方自治体では八〇年代前半は漸増で、八五年辺りのからの後半はバブル経済の影響で地方財政も多少潤い、九〇年には八〇年の約二倍の五四四二億円に拡大した。しかも社会教育費総額に占める体育施設費の割合は七〇年の二五・八%から八〇年の二八・六%へ、そして八六年の三〇・三%とついに三〇%を越え、社会教育費の中では最も多い割合を占めている。因みに次いで多いのが「その他の社会教育施設費（市民会館、文化会館等）」の一五%レベルである。いかに社会体育の占める割合が大きいか分かる。

(1) 赤旗、一九八九年六月一七日。

(2) 岩上安孝「社会体育行政担当職員の現状」『健康と体力』文部省体育局編集、一九八八年一月特大号。

五、日本体育協会（日体協）

1、モスクワオリンピックボイコット問題

「三―一」で述べたように、JOCはIOCに直結する日本の組織でありながら、日本では日体協の一機構となっていた。それゆえに、五月二四日のJOC臨時総会では、事前の日体協理事会での不参加決議に拘束された。独立機関としてのJOCを主張し、日体協理事会には拘束されないと発言もあったが、現実にはそうした意見は無視された。その後、八〇年代を通して、JOCの日体協からの独立の要求は底流として存在した。また、このボイコット議

論の経過の中で、日体協の政府への従属性も改めて露見した。

当初、オリンピック派遣費二億五百万円の内、国庫補助金六千万円、自転車振興会九千六百万円を補助しないとしようことであったが、最終段階では、毎年の日体協への国庫補助金のカットまでちらつかせて圧力を掛けた。因みに図表1-4-2に見たように、日体協の収入に占める国庫補助金と公営競技補助金の割合は五〇～六〇％であり、この両者からの補助金ストップは日体協の死活問題であり、この筋からの圧力は決定的であった。そして日体協の補助金依存体質は、日体協幹部のみならず、各競技団体のトップには財界や自民党の代議士を頂き、そして「国策の一部を担当」しているとする日体協専務理事の政府への従属的な発言へと連なる。⁽¹⁾

(1) 「特集 オリンピック問題の核心」『スポーツのひろば』新日本体育連盟、一九八〇年六月号。

2、JOCの独立

イギリスやフランスも政府はボイコットを決定した。特にイギリスはサッチャー政権がカーター政権の呼びかけに同盟国としていち早く対応し、国内のオリンピック委員会(BOC)、競技団体にあらゆる圧力を掛けた。筆者は当時イギリスに留学中でその経過の一部始終を観察したが、それは凄まじいもので、連日テレビ、新聞の主要記事だった。日本と同じようにBOCの派遣費カットも示された。しかしイギリスの競技団体は、ソ連の侵攻を非難しつつもオリンピックには参加した。そこには陰のスポーツ大臣(労働党のデニス・ハウエル)らの活発な動きもあった。⁽²⁾

しかし、日本体育協会とJOCは全く逆であった。補助金依存体質を持つ中で、そしてJOCが日体協の一機構であるという制約があるため、JOCの独立も指摘されたが、この時点では受容されなかった。

しかし、JOC独立の直接のきっかけは八六年の第一〇回アジア大会（ソウル）で、日本は中国に次いで韓国にも抜かれた「ソウルショック」であり、「体協は何をしている」と政財界から突き上げを食らったこと、八七年四月の臨教審第三次答申の中で、競技スポーツの向上が強調され、八八年七月の文部省体育局の機構再編で「競技スポーツ課」が誕生したこと、そして八八年のソウル五輪での惨敗を受けて、清川正二JOC委員の発言に端を発したことがある。これは選手養成の責任が日体協にあるのかJOCにあるのか曖昧であり、相互の役割の区分け、互いに責任の明確化が必要だった。⁽²⁾この独立問題は実はモスクワ五輪不参加の総括抜きに語れぬ問題でもあった⁽³⁾が、事実上はうやむやにされた。清川は八〇年当時JOC理事であると同時にIOC副会長の立場にもあり、モスクワ五輪の開催を推進し、日本のボイコットにも率先して反対した立場であり、JOCの独立性を強く望んでいた人でもあった。

さて、八八年二月一日、日体協理事会はJOC独立に「原則賛成」し、八九年八月七日にJOCが体協の一委員会から独立して、堤義明会長の下に発足した。JOCの仕事として、まずは選手強化と財源確保が二本柱となった。JOCは九一年四月より法人化して独立した。

しかし、堤会長は一年もしない九〇年五月九日に辞任した。表向きの理由は経済人と会長との両輪が難しくなったということだが、実質は、「長野冬季五輪コースの環境破壊問題では、上意下達の弊害からコース変更の決断が遅れ、また堤氏自身の経営する企業との関連も指摘された。これらが堤氏の辞意表明の理由と見られている。⁽⁴⁾」

(1) 内海和雄「イギリススポーツ政策研究(2)」『人文科学研究 34』一橋大学研究年報、一九九七年三月。

(2) 日本経済新聞、一九八八年一月三日。

(3) 赤旗、一九八八年一月八日。

(4) 朝日新聞、一九九〇年五月二一日、社説「出直しのJOCの進むべき道」。

3、日体協の組織と事業

(1) 組織

一九八三年六月、中曾根内閣の臨調のスポーツ版である「地域のスポーツ、文化、芸術の振興に関する施策について」の閣議決定は、「全国的、地方的民間公益法人の整備」をその中核に置いた。こうした影響はすぐに地域体協の法人化となって表れた。例えば、八三年一〇月一〇日現在、東京都でも港区、板橋区、大田区、世田谷区等、一〇区で法人化の準備が進められた。その意図は、①自主独立の公的な人格をもち、区民の信頼が高まる、②公共体育施設の管理運営を一任される可能性もある等である。が、法人化の設立基金の多くを公費支出（出捐金）に依るところもあり、その法的根拠の曖昧さが指摘された。というのはかつて、五九年の社会教育法の改正時、組織への補助金は憲法違反であるが、事業への補助金は可能となった経緯があるからである。

八六年秋のアジア大会（ソウル）では、中国に続き韓国にも負けて「ソウル・ショック」を政財界に引き起こし、厳しい注文が付けられた。これに対し、文部省は次の二つの施策を行った。一つは社会体育指導者の資格付与制度であり、スポーツコーチたちに国家認定の「鑑札」を与えたことである。これで日体協も商業スポーツ施設指導者へ資格付与が与えられることになった。⁽¹⁾そして第二は、中学生の条件付き国体参加であり、競技力の向上をねらったものである。八八年国体から、先五年間を試行とした。種目は陸上競技、水泳、体操、フィギュアの四種目で、予選は既存の大会で行う。

その後の八八年ソウルオリンピックでも金メダル四個で「惨敗」を喫したが、「惨敗五輪のコーチ会談」では反省

もそこそこに、「もっと豊富に国庫補助金が使えれば、思い切った強化もできるのに」と、専任コーチ制など論議し、外国並の100億円の費用が欲しいとなった。⁽²⁾とはいえ、専任コーチといっても、国庫補助金は現場での自由な流用が出来ない上、補助金を受ける競技団体は補助額の半分を自己負担しなければならぬ。その上、仕事を辞めてコーチになってくれる人がいるかどうか、など資金不足を抜け出せない厳しさをのぞかせた。そしてソウルオリンピックの反省から、JOCを独立させて、競技力の向上を専門に推進する組織を確立することになった。

さて、JOCの抜けた後、新しい日体協（青木半治会長）は国民スポーツの振興が主テーマとなったが、寄付行為改正（JOC法人化に伴う部分改正という性格を持っていた）により、これまで異論の多かった「生涯スポーツ団体」の加盟問題が蒸し返された。それは、JOCが事実上抜けた後、日体協の実体がなくなりかねないとの危機感からである。そしてその新体制人事は財務委員会委員長に斉藤英四郎経団連会長、学識経験評議員に日本卓球協会の会長石原俊、サントリーの佐治敬三社長ら、相変わらずの財界の大物依存である。また国会を揺るがせたリクルート汚職問題では、汚染議員に自民党議員でスポーツ団体の幹部がずらりと指摘された。⁽³⁾

(2) 国体（国民体育大会）

国体問題は七〇年代の問題を八〇年代も引き継いだ。特に八八年からの京都での国体二巡目以降からのあり方が大きな焦点となった。日体協の国体委員会では、

- ① 参加選手の門戸を広げるために成年二部を新設する。しかし出場は一回限り。
- ② 総合成績の採点方式を簡素化する。
- ③ 一五歳未満でも優秀な選手に限り、少年の部に参加できる。

④ 大学生の出場拠点を出身高校と現住所に限定する。⁽⁴⁾
 という案を提起した。

国体が国民から遊離している割には国や自治体からの多額の補助金を使っていることへの批判から、より広い国民各層を対象とする国体改革が目玉だったが、地方体協や競技団体の反対が多く、実施を決めているのは三八競技団体中わずか一二で、それもごく一部の種目に限られるという、骨抜き案となった。

国体委員会は開閉式の簡素化、総合成績の採点方法見直しなどを行うプロジェクトチームを発足して検討したが採点方法改革はご破算で従来通りとなった(八五年六月二二日)。

また、参加資格について、国体参加はアマに限ると限定した。⁽⁵⁾これは「スポーツ憲章」(八六年五月七日発効)制定に伴ってアマとプロの境界が曖昧化したことにより、「国体参加資格」が問われたからである。中学生の参加は、競技力向上策の一環として、文部大臣、日体協も中学生の国体参加を発言し始めた。⁽⁶⁾

沖縄国体で「日の丸・君が代」押しつけが深刻化し、読谷村のソフトボール会場では「日の丸」焼却事件が発生した。しかし八七年暮れの段階で、国体開催基準要項細則に「国旗掲揚」の義務づけを秘密裏に規定していたことも判明し、国体のイデオロギー問題として改めて問われた。ともあれ、二巡目に入った京都国体もロス五輪方式に習って「民活」路線が導入され、いっそう肥大化した。⁽⁷⁾

こうした問題を抱える国体に対し、総務庁は、過去一〇年の開催県対象に行政観察を行うと八八年六月三〇日に発表した。かつて八六年「かいじ国体」(山梨県)を対象に計画されたが、地元選出の金丸副総理(当時)の反対などで中止となっていた。

総務庁の監察報告は九〇年四月二四日に出されたが、二巡目に入った国体に関して文部省に対して次のような改善

勧告を行った。これにより共催者である日体協も対応が迫られることになった。⁽⁸⁾

- ① 国体の開催に関わる基本的な共通ルールを定める。
- ② 施設基準を始め基本的な共通ルールについて、必要に応じ見直しを行い、その運用の適正化を図る。
- ③ 国体の開閉会の集団演技への児童・生徒の参加については、市町村教育委員会に対し、各学校における集団演技のための練習に関わる指導を国が定める教育課程の基準の範囲内で適切に行うよう指導する。
- ④ 国体開催に際しての教員の採用については、教員の人事計画に支障を与えることのないように一層配慮する。これらがその後どのように改善されたかは九〇年代で検討する。

(3) 国民スポーツ振興

スポーツ少年団は一九八二年には二〇周年を迎え(六二年発足)、四三種目、約二万四千団、登録者八八万人となっているが、中学生以上が激減していた。それは中学校の部活動に入って、中体連の全国大会を目指す子どもが多いからであり、また学校での部活動を通しての管理化が進行していた。⁽⁹⁾ここに日本の一貫指導制の難しさがある。

日体協は八四年一月二〇日に選手の長期一貫強化策の推進として、これまでの学校体育依存から地域スポーツクラブへの重点移行、ナショナルトレーニングセンター他の施設の充実などを含めた『スポーツ21世紀の飛躍』(長期強化総合計画)を発表した。

JOC独立後の日体協のあり方を決定する「国民スポーツ振興五カ年計画委員会」が八八年一月一〇日に初会合を開いた。これは首相の私的諮問機関「スポーツの振興に関する懇談会」報告書(八八年三月)に、競技力向上と国民スポーツを発展させるための五カ年計画を立てて実行すべきだとの意向を受けたものである。

ともあれ、競技スポーツの向上を中心として来た日体協にとって、七〇年代の国民のスポーツ要求に押され、そして政府からの圧力の下に「嫌々」作った国民スポーツ振興策は、その前提であるスポーツ施設の建設も思うように進ませぬまま、九〇年代を迎えた。

ところで地域体協も、日体協と同様な体質を抱えてきた。これまでも多くの批判が行われてきたが、七八年の長崎県の調査を基礎にして神文雄は次のように批判した。⁽¹⁰⁾

「現状として教委の機能は、おおよそ国や県を通しての施策の伝達機関たるにしかすぎず、はなはだ低調である。体協にいたっては、さらに教委の実行組織のように見られている。」より具体的に述べれば、経済的基盤が弱く、ほとんどが自治体からの補助金・委託金で成り立ち、事務局・職員も多くが教委内に同居し、役員も会長に首長を置き、スポーツ貴族のOBサロン化をしている、と。

また八〇年代の総括の下に次のような指摘もある。「わが国のアマチュアスポーツは体育協会を中心に発展しているが、自主的・自立的なスポーツ組織に、既存スポーツ組織である体協離れの傾向が近年著しくみられる。これは、体育協会の体質として以前から批判されている点が、殆ど改善されていないことも大きく影響していると思われる。」⁽¹¹⁾

結局、こうした体質が改善されないまま八〇年代を通り過ぎたが、それは自治体の「実行組織」としての側面があるゆえに、自治体からの改革要求が出されない限り変わらないという実態でもある。

(1) 朝日新聞、一九八七年七月九日。

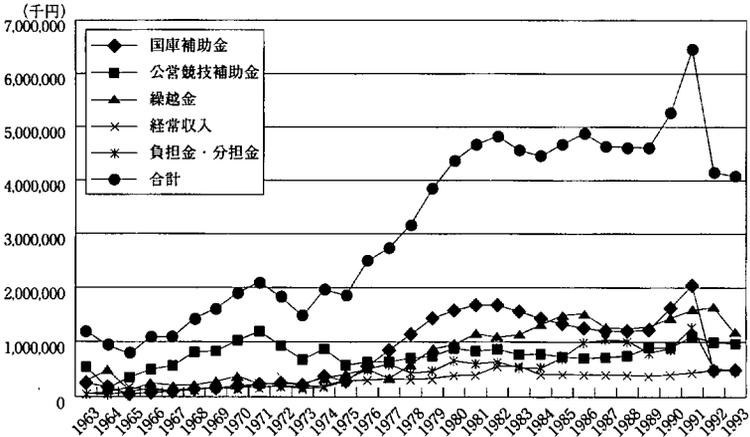
(2) 毎日新聞、一九八八年一月五日。

- (3) 赤旗、一九八九年五月一日。
- (4) 朝日新聞、一九八三年一〇月四日。
- (5) 朝日新聞、一九八六年六月二一日。
- (6) 赤旗、一九八六年一月一三日。
- (7) 朝日新聞・夕、一九八八年五月二六日。
- (8) 総務庁行政監査局編『スポーツ振興対策の現状と問題点——総務庁の行政観察結果からみて——』一九九〇年六月。総務庁行政監査局『スポーツ振興対策に関する行政監察——生涯スポーツを中心として——』（勧告・回答・その後の改善措置状況対照表）、一九九二年一月。
- (9) 内海和雄『部活動改革——生徒主体への道——』不昧堂出版、一九九八年。
- (10) 神文雄『市町村体育協会の活性化』『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八四年二月。
- (11) 厨義弘、大谷善博編著『地域スポーツの創造と展開——福岡市からの提言——』大修館書店、一九九〇年、一一八―一九頁。

4、日体協の財政

一九七五年三月、河野謙三（参議院議長）が日体協の第九代会長へ就いた。河野自身学生時代は箱根駅伝のランナーとして鳴らしたスポーツマンであった。さて、就任当時、日体協は二億円近い赤字を抱えていた。しかしその年、酒、タバコの値上げ二法案が参議院の審議に持ち込まれる前、当時の大平蔵相が参院議長の河野を訪ね「値上げ法案をよろしく」と頼んだ。河野は「わかった。その代わり体協の二億円赤字も面倒みてくれ」と約束させたエピソードがある。⁽¹⁾そして、体協への補助金は前年の二倍の五億五千万円になった。そして七八年には日本中央競馬界の馬主協会連合会に話を付けて毎年約二億七千万円の補助金を引き出してきた。まさに政治力である。予算の半分以上を国と

図表2-5-1 日本体育協会の財政（収入）



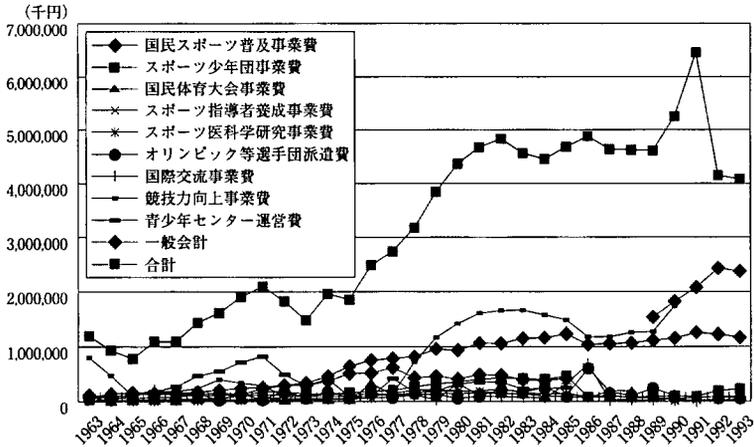
出典：『体協時報』より作成。

公営三競技（競輪、競艇、オートレース）に頼っている日体協にとって河野は「神様」だった。⁽²⁾しかし、八〇年代に入り、行革の煽りで、国庫補助金はカットされ、ギャンプルも不景気で補助金も頭打ちの状態が続いた。

八〇年のモスクワ五輪から開始した「がんばれ ニッポン！」キャンペーンは、選手派遣費を企業の協賛金で賄おうと始めたものであり、これまでのアマチュアリズムからは大きく逸れて、日体協自身が商業主義の渦中へ大きく踏み出したものである。八四年のサラエボ、ロサンゼルス五輪へ向け、企業の協賛を得て、五億円を目標に募金したが、それは「濡れ手に粟の体協」と酷評された。⁽³⁾

さて、日体協の八〇年代の財政は図表2-5-1（これは図表1-4-1の修正である。尚、ここに掲げた収入項目には「雑収入」は含まれていない。合計にはそれを含む。日体協の財政はここに掲げた項目以外にも、別枠の特別会計があるが、それらは除外してある。それは七〇年代までも同じ。）これで見ると、七〇年代以降右肩上がり合計額が上昇してきたが、八〇年には約四七億円である。しかし八〇年代はその後停滞し、五〇億円を超え

図表2-5-2 日本体育協会の財政（支出）



出典：「体協時報」より作成。

たのはバブル経済の九〇年に入ってからである。しかもその七〇年代の上昇と八〇年代の停滞の大きな要因は国庫補助金の動向と軌を一にしていた。それだけ日体協の財政における国庫補助金の占める位置は大きいことである。八八年度国庫補助金は八七年度より一・七％増の一三億百万円で、六年ぶりの増額であった。また、五輪不振で日体協への強化費大幅増となり九〇年度には前年度比三三・二％増の一七億円となった。しかしこれでも、日体協のコーチ会議が指摘するように、先進諸国に比べると一桁も低い額である。

さて、図表2-5-2（これは図表1-4-3の修正である）は日体協の支出を見たものである。一般会計は順調に伸び、八〇年代後半で停滞した。一方、競技力向上事業費は七七年以降急速に上昇し、八〇年には約一四億円となった。しかし八三年の約一七億円を頂点にして、八六、七年の一二億円まで減少した。この八六年はアジア大会（ソウル）で惨敗した年であり、また八八年のソウルオリンピックでの同じ惨敗後は再び競技力向上事業への支出が上昇し始めたが、九一年からはこの事業はJOCに移行することになり、日体協からは外れることになった。その一方で、これ

まで低調であった「国民スポーツ普及事業費」は八九年度から上昇するがこれは九〇年代で検討する。ともあれ、八〇年代の補助金の低調化は、国庫補助を拡大させた各国との競技力の差を大きくし、日本の相対的な低下をもたらした。

日体協はこれまで、競技スポーツの向上と国民スポーツの振興の二本柱を掲げてきたが、実質的には前者に比重があった。ここに掲げた日体協の支出項目は国庫補助金の対象となっているものであるが、これ以外にも特別会計として数項目ある。つまり、この八〇年代は冠大会も多く主催され、特にテレビで放映される種目では放映権料という収入が大きな財源となってきた。ともあれ、「がんばれ ニッポン！」キャンペーンのような苦肉の策は政府の無策が生んだものであるとの批判もある⁽⁴⁾。

放映権料を各競技団体の選手強化費に使うケースが多くなってきたが、これが先に見たように、日体協におけるアマチュア問題の形骸化をもたらし、「スポーツ憲章」へと移行した背景である。

陸上競技連盟では以下のように、選手のプロ化への対応をとった。これは国際陸上連盟の動向に対応させたものである。このように「カンパニアマ」が多い日本のスポーツ界では、欧米のスポーツクラブの選手体制に比べて伝統的にアマチュアリズムが強かった⁽⁵⁾ので、対応としては欧米の後追いにならざるを得なかった。日本陸連の次の素案は八三年九月三〇日に出された。

- ① 賞金を得た選手名の口座を連盟内に設けて管理し、一〇％を陸連が受け取り、九〇％を選手に支給する。
 - ② 支給方法は選手の所属する協会、会社、学校などの陸上部責任者と協議する。
 - ③ 選手はトレーニング、競技会出場経費などの必要経費を受け取ることができ、残額は現役引退後に支払われる。
- というものである。

また、オリンピックキャンペーン第二弾「がんばれ ニッポン！」協力金（一口百万円）は所属団体と協議の上、全額選手に還元することになった。ともあれ、このキャンペーンで対象となる選手はごく一部でしかない。

こうして、トップ選手の養成、維持には莫大な経費がかかるようになり、国庫をはじめとする補助金の増加が見込まれない中で、競技団体の内心は諸外国のような国庫補助金を期待しつつも、それを主張しえない雰囲気の中で、スポーツ宝くじなどへの期待の声も出ていた。⁽⁶⁾ こうした中で、日本サッカー協会は「アマ」に加えて「ノンプロ」「プロ」を容認した。これは西独・ブレダールレーメンでプロ選手として活躍していた奥寺康彦選手の帰国に合わせて、「スペシャルライセンスプレーヤー（プロ）」を容認するためであった。

また、八九年四月一日から消費税が施行され、スポーツ界は、「冠大会」「協賛金」「放映権料」「検定料」あるいは「入場料」などへの課税におびえることになった。

- (1) 朝日新聞、一九八三年一〇月一七日。
- (2) 読売新聞、一九八三年四月六日。
- (3) 朝日新聞、一九八三年四月二一日。
- (4) 赤旗、一九八六年二月六日。
- (5) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。
- (6) 毎日新聞、一九八五年二月七日、「火の車、体協『知恵をー』」。

5、アマチュア問題

アマチュア問題の本質は経費問題と密接不可分である。世界の大勢はアマチュアの崩壊、プロ化、オープン化への

趨勢にあった。アマチュアスポーツの総本山といわれるIOC（国際オリンピック委員会）も既に時代の潮流に押されて一九七四年一〇月のウィーンにおける第七五次総会でオリンピック憲章の中からアマチュアの語を消去し、代って「参加資格（Eligibility）」を採用した。「古典的アマチュアリズム」に未だ固執する日体協幹部（競技団体を除く）と現実とのズレ、それによる諸矛盾を増大させた。

河野謙三会長が四期目の目玉として、アマチュアとプロが混在している現状を整理してアマチュアスポーツの倫理を確立したいと、八一年四月八日に「体協アマ問題検討懇談会」を発足させた。特に最近の「冠大会」の急増ぶりに対する危機感からであった。冠大会批判の始まりは決算未処理問題など競技団体、スポンサー、代理店間のすっきりしない契約上のトラブルにあった。

こうした中、日体協の「アマチュア委員会」（大西鉄之祐委員長）が八一年三月一九日に各競技団体に対して出した冠大会への自粛呼びかけは、競技団体からは一斉に反発を受けた。過去二年間で四五の冠大会があり、競技団体も潤い、スポンサー企業もイメージアップができ、外国から一流選手、チームを呼べるのも企業のバックアップがあればという実態であったからである。日体協理事会はその後（八一年九月二日）に冠大会問題について同アマチュア委員会の「スポンサーつき競技大会について」の次のまとめを了承した。

- ① 国際競技連盟（IF）が直接主催するものを除き、国内で行われる競技会はスポンサーの有無にかかわらず競技団体が主導権を持つこと。
- ② スポンサーなどとの関係、役割分担や権利、財務及び協賛金などについては、組織と組織の正式な契約書を締結すること。
- ③ 組織委員会などを構成して準備運営に当たる場合でも、競技団体は以上のことが守れるように責任を持つこと。

④ 競技会の名称については各競技団体の良識と自主性に任せる。

以上のような内容だが、例えば④のように解釈が曖昧であり、いわゆる「ざる法」であり実質上は規制できないことを示した。

しかし、八一年九月、IOCはオリンピック参加規定を各国際競技団体（IF）の権限に委ねた結果、それぞれの団体は大幅な規制緩和を行う方向であり、日体協でも二年後には先の四つの規制を大幅に改正か廃止の方向で検討することも示された。

そして同年の一月三日の日体協コーチ会議は現場の指導者の声を直接的に示す場となり、今後の動向を大きく規定するものとなった。それは、丁度この日、国税庁が打ち出した冠大会などの「興行」競技会収入や検定料、用具公認料などアマチュアスポーツ団体の「稼ぎ」に対しても課税するとの方針が伝えられたこと、一方、緊縮財政によるアマスポーツへの国庫補助の大幅増が期待薄の情勢の中で、選手強化の資金捻出に苦しむコーチたちは、資金確保の手段として「冠大会は多少の問題点を含むものの、積極的な導入を推進していくべきだ」と提案した。そして、スポンサーの付きにくい競技では、「政府の許可を得て、『スポーツ宝くじ』など、より抜本的な方法を採用して欲しい」との意見も出した。⁽¹⁾既にこの段階で、本音としての公的補助の拡大と、現実的にはスポンサーシップへの期待という矛盾を多くの競技団体が抱え始めていた。

八〇年代の日本のスポーツ界は公的補助の少なさの陰で、選手のプロ化と同時に、競技団体が企業に大きく依存する方向性を採っていた。特に、八〇年代後半の政府からのスポーツ政策は自らの補助金を削減する一方で企業からの協賛金への期待を増加させるものであった。これは日本の福祉国家政策とも密接に関連した。つまり日本のそれは大企業を中心の保護の一方で、国の補助を少なくし、一方で企業からの補助に大きく依存させる新自由主義的施策にシ

フトしつあつた。

卓球はアジア・ヨーロッパ対抗で国内で初めての賞金大会を開催することになり、日本選手が受領することにも道を開くことになった。⁽²⁾ 国際陸上競技連盟 (IAAF) は競技者基金の設立に伴うスポンサーシップ・マネー、アピアランス・マネー (出演料) を認めるという現状になっていることに端を発した日体協のアマチュア規定見直しは、八六年五月七日の理事会で六項目からなる「日本体育協会スポーツ憲章」が決定され、アマ・プロの境目が無くなった。⁽³⁾ この点で、国や自治体の多額の補助金によって運営されているが、プロ容認となれば従来通りの補助金が妥当なのかどうかという疑問も投げかけられた。⁽⁴⁾ それでも八六年のアジア大会 (ソウル) 後、特別強化指定選手制が導入され、選手は月額三〇万円 (栄養費) を直接受領できるようになった。こうして、高度化における公共の援助は日本においても漸進した。

(1) 朝日新聞、一九八一年二月四日。

(2) 毎日新聞、一九八六年四月二日。

(3) 『日本体育協会七十五年史』一九八六年、一七一頁。

(4) 毎日新聞、一九八六年五月二四日、「社説」。

六、スポーツ運動——新体連の八〇年代——

一九七九年二月の第二二回総会で採択した新日本体育連盟「スポーツ権の確立をめざして——協力協同の呼びかけ

——」は、スポーツ権に対する無視、新体連攻撃が激しくなる中で、スポーツ界の民主的發展と八〇年代の展望を提起したものである。八〇年代の経済的停滞、国民消費の落ち込み、政治的反動化の中で、新体連としても七〇年代のように順調に伸展しなかった。しかしスポーツ運動としての活動範囲は多面的になり、それだけ社会とスポーツとの関連を問う局面が多くなり、自治体や国政との関わりでより現実生活と密着するようになった。こうした厳しい局面と格闘しているスポーツ運動の中に、日本のスポーツが内包する諸課題が顕現している。

七〇年代後半以降、総理府調査でも国民のスポーツ志向は急速に高まっており、それを誰がどのように組織化するかが八〇年代の国民スポーツのあり方を決定することを八〇年三月一六日の第一三回臨時総会は確認した。

1、新体連における八〇年代認識

モスクワオリンピック参加をめぐって文部省が日体協・JOCに掛けた政治的圧力以降、スポーツ界への政治的介入を一層増大させた。新体連はソ連のアフガニスタン侵攻を非難しつつも、政府による日体協、JOCへの圧力を批判した。

また、八〇年代中頃以降の国体他への「日の丸・君が代」の押しつけは、中曾根政権の「戦後政治の総決算」のスポーツ版であり、教育課程審議会による体育科の「格技」を「武道」に改める答申（八七年）もまたその一環であった。

八〇年代中頃の国民のスポーツ要求の高揚、スポーツクラブの急増がある一方で、臨調行革による福祉、教育、社会保障の切り捨て、大蔵省のいわゆる「ハコモノ補助金」の原則廃止で、文部省予算さえも大幅に削減され、公共スポーツ施設建設が疎かにされていた。

中曾根内閣の軍拡臨調路線のもとで、これまで民主的スポーツ運動が獲得してきた諸々の成果を総決算し、スポーツの反動的再編を企図する動きが強まり、政府は大型間接税を計画し、国民スポーツ切り捨て政策は新たな段階を迎えていた。⁽²⁾

文部省「社会体育指導者資格付与制度」「スポーツ・カルチャーゾーン構想」、厚生省「運動指導員制度」、そして「総合保養地整備法(リゾート法)」は行政「改革」の下での「民間活力の導入」であり、民間企業のスポーツ施設づくりの振興を主な対象としたものである。そして首相の諮問委員会「スポーツの振興に関する懇談会の報告書」(八八年)、八九年保健審答申「二世紀に向けたスポーツの振興策について」もまた、この民間活力の追認であった。

もともと大きく立ち遅れてきた公共スポーツ施設や都市公園などは最近の地価の狂騰のもとで減少する事態さえ生まれており、他方、商業スポーツ施設が急速に広がり、「スポーツも金次第」という実態が拡大していた。⁽³⁾ こうして、今日のスポーツを取り巻く情勢は、進歩と反動が鋭く対決しているといわねばならず、まさに歴史の岐路に立っているという八四年の情勢判断⁽⁴⁾は、九〇年にも同様であり、「スポーツを政府・財界の支配のもとにおくのか、スポーツの分野に民主主義を確立するのか、この二つの力がせめぎ合っているのが今日のスポーツ状況である」⁽⁵⁾。これらが、八〇年代の新体連による情勢分析である。

(1) 新体連、第一五回総会決議、一九八四年三月一八日。

(2) 新体連、第一七回全国総会決議、一九八八年二月二日。

(3) 同前。

(4) 新体連、第一五回総会決議、一九八四年三月。

(5) 新体連、第一八回全国総会決議、一九九〇年三月二一日。

2、スポーツ権の実現と新体連への攻撃

新体連は国民のスポーツ権の進展をめざして、以下のような課題を推進してきた。⁽¹⁾

① スポーツ権理念の普及

② スポーツ権の具体的内容

身近な公共スポーツ施設の増設／国と自治体で責任を持ってスポーツ指導員の大量の養成と配置／スポーツ

活動の自主性の擁護／国と自治体のスポーツ行政の民主化／国立スポーツ研究所の設置／スポーツ法の制定

③ 以上の課題を推進する広範囲なスポーツ関係者、民主団体の協力協同の実現

である。しかし、現実にはスポーツ権否定の動向も後を切らない。⁽²⁾ 例えば、日体協幹部が「国庫補助を受けている団

体は国策に沿うべきだ」と、自主性の欠如をさらけ出したり、「スポーツ権の主張はおごりだ」との言動が後を絶た

なかった。また、『月刊武道』が教育勅語を美化し、軍人勅諭の解説を連載するなどの思想の反動化も、「戦後政治の

総決算」の一環として進められた。

また、スポーツ権の具体的な基盤である福祉権、文化権に関する公的保障について、「個人の自助・自立」の強調

による、日本型福祉社会論に解消させようとする論調、あるいは冠大会などに見られる「スポーツビジネス」論が

体制理論としてもはやされた。

一方、名古屋オリンピック招致運動反対の過程で生まれてきた「トロパス」論のような極論も出た。つまり、トロ

パスとはスポーツの本質を消費行動であるとかファシズムであるとか、あるいはスポーツの競争原理は弱肉強食の具

現に他ならないという極端な規定に基づく「反スポーツ論」であり、Sportを後ろから読んでトロパスという。これはスポーツの反動的商業主義的な利用への反発をきっかけにしながらも、スポーツの本質把握の誤りゆえに、結局はそれとの戦いを回避する理論となり、スポーツの全てを否定した。スポーツ理論上の一つのあだ花である。新体連はスポーツの本質論とその疎外を生む現代の政治経済状況とは明確に分けながら、スポーツの民主主義的な発展を志向した。

新体連では第一回全国スポーツ祭典（一九八二年）からスローガンに「スポーツは平和とともに」を追加した。これはスポーツのソーシャルワークとして、世界の平和、核兵器廃絶の運動との連携を視野に入れたものであり、スポーツと平和の関係の原理的な関連を指摘した。

八八年一月二日はユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」の一〇周年記念日であるが、これは世界人権宣言のスポーツ版ともいえるべきものでありながら、他団体が何もしない中で、スポーツ権の実現をめざす新体連は、その二月一日に「スポーツ権シンポジウム」ユネスコ憲章一〇周年記念を開催した。

新体連への思想的攻撃は七〇年代と基本的には同じであるが、政治的、思想的反動化の増した八〇年代は、七〇年代とは異なった攻撃が発生した。その一つが、八二年、東京北区での、新体連北区連盟主催の区民スポーツ祭典への補助金（一〇万円）カット問題である。既に七年前から補助してきたが、この年、「新体連は政治団体だ」「スポーツ団体なら体協に入れ」等、一部保守政治家が教育委員会に介入した事件である。新体連としても粘り強い対区交渉を重ねたが、補助金は復活しなかった。八三年度には地区スポーツ祭典の後援名義まで外すという策動もあったが、これは跳ね返した。

その一方で、新日本体育連盟の第一五回全国スポーツ祭典（八四年一月）には神奈川県（長洲一二知事）から五

○万円の賛助金と後援名義が与えられた。

こうして、地域レベルでは新体連は一進一退を粘り強く繰り返した。

(1) 新体連、第三回臨時総会決議、一九八〇年三月一六日。

(2) 新体連、第一四回全国総会決議、一九八一年二月一三日。

3、組織・財政

七〇年代初頭の千名足らずから、八五年の新体連二〇周年には、会員は五万人、二九都道府県に二五〇〇クラブに成長した。第一三回全国スポーツ祭典では一七競技＋スキーを実施した。競技会は、日常のスポーツ活動の成果を発表する機会であり、祭典は、競技水準の向上を促進するだけでなく、各地で生まれている自主的なスポーツクラブを広く組織する活動として重視した。⁽¹⁾

新体連はまた、指導者養成へ本腰を入れ始めた。それは文部省の指導者資格付与制度も始まったからである。共通科目四〇時間（現代社会とスポーツ、国民スポーツの発展と行政、スポーツ活動の組織化と運営、スポーツ生理と故障の防止、スポーツトレーニングの基礎、スポーツ技術と指導の系統性）、専門科目四〇時間（基礎的な技術とその指導法（理論と実技）、指導実習）の合計八〇時間である。

しかし、八八年の第一七回全国総会では、近年、運動と組織が伸び悩んでいることを直視して、体勢を立て直す必要性を訴えた。

(1) 新体連、第三回臨時総会、一九八〇年。

4、新体連のクラブ活動

第一四回全国総会（一九八一年）では、新体連として、連盟活動の三つの側面「スポーツ活動、組織運営、スポーツの社会的運動」⁽¹⁾を提起した。そして方針はそれに沿って整理され、深められた。例えば「スポーツ活動」では、チームワークとして技術上達の練習方法をはじめとする方針である。「組織運営」ではクラブワークとして、クラブの運営、連盟の運営についての課題の整理と克服である。そして、「スポーツの社会的運動」（スポーツのソーシャルワーク）では住民のスポーツ要求を代表して自治体や国との交渉や、国際スポーツ組織との交流、あるいは平和運動、そして消費税導入等の生活を直撃する政治課題や、小選挙区制導入など民主主義を直撃する政治活動にも一定の参加をした。こうした視点で、新体連は「スポーツの社会的運動」も積極的に行ってきた。いくつかの項目に分けて見てみよう。

① 地域住民のスポーツ要求の高揚に支えられて、各地の自治体では新体連をはじめとする広範なスポーツ団体の請願、陳情等、利用者の要求運動が盛んとなった。このようなスポーツ団体によるスポーツ条件の改善を求める運動の広がりは、近年見られなかったことだけに注目される点である。⁽²⁾新体連では毎年、文部省交渉を行い、多様なスポーツ要求を申し入れた。八九年六月一六日の申し入れは以下の内容である。

- ・ スポーツ団体の自主性を尊重すること
- ・ スポーツ団体の活動に対する助成を増額し、公正に配分すること
- ・ 公共スポーツ施設建設のための予算の増額をすること

・公共スポーツ施設の管理運営の民主化を促進すること

・スポーツ指導者の大量養成とその資質の向上のための予算を増額すること

である。これらの内、最初の二つは主に新体連への差別的扱いを止めさせ、体協他と同等に扱うことを要求し、後三者は日本のスポーツ界全体に関わる事項である。

八七年には、以下のように、各省庁へ要求交渉を行った。

文部省へ…スポーツ指導者の養成、配置、待遇向上、スポーツ医学及び科学的トレーニングの対策、公共スポーツ施設整備、公共施設の機能の充実と管理運営の改善、全国的な国民スポーツ振興事業への助成制度
運輸省へ…リフト料金の割引や安全対策

農水省へ…入山料構想の撤回、輸入スポーツ用品の円高差益還元

② 八五年一二月八日、新体連は第一六回全国総会で、「体育・スポーツ界から、体罰・しごきを一掃するために」を特別決議した。これは特に、学校現場における「体罰」「いじめ」が大きな社会問題となっており、「体罰」で生徒が死傷する事件が相次いで起きたこと、そしてその多くが運動クラブや教科体育に関わって発生したことを憂えてのことである。特に「体罰」「しごき」は指導の名の下で行われる暴力であり、青少年の人権を著しく侵害し、教育の目的・目標やその指導方法には反すると批判し、その一掃を訴えた。

③ 売上税はスポーツ分野でも深刻な影響を与える。例えば国立競技場を使っても、特殊法人や民間委託施設にも課税するゆえに、新体連では学習会を数多く開催し、反対署名活動を行った。八九年四月には「国民の福祉に反する」との意見で消費税反対声明を出した。

④ 葛飾区スポーツ振興公社が独自事業として水泳教室を計画し、これまでのクラブ使用（一七クラブ）を追い出

さんとした。利用者団体は署名を集め、区との交渉を重ね計画を変更させた。こうした、公社化とその独立採算化への動きの中で、独自事業を計画し、地域スポーツクラブの衰退、解体などが各地で発生した。

⑤ 第一八回全国総会（九〇年三月一日）では、「いまこそフェアプレー」をスローガンとして掲げる事を決定した。それはスポーツ界でのドーピングなどが浸透し、あるいは新体連大会でも乱闘が生じたり、勝利主義の影響でフェアプレーが疎かにされている風潮の中で、改めてスポーツの意義を強調した。さらに、スポーツの政治介入と商業主義的利用に対して「ノー」を明記し、「軍事費削ってスポーツ予算を増やせ」と要求した。

⑥ 最後に、海外との交流も活発であり、フランス勤労者体育スポーツ連盟（FSGT）第二七回総会へ参加した。以上のように、スポーツ権を擁護する運動は、それを承認していない国や自治体からは政治的、経済的な攻撃、差別が加えられた。しかし新体連の活動を評価する自治体もあり、新体連の活動自体が八〇年代の日本のスポーツを取り巻く進歩と反動、公共性と民営化との対抗の場となった。

(1) この視点はその後、スポーツ的世界の三層構造として引き取られた。内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

(2) 赤旗、一九八五年三月一八日。

七、「見るスポーツ」

1、テレビとスポーツ

一九八〇年代のテレビの契約数は図表1-6-1に見たように、八〇年の約三万台から九〇年には約三十四万台と伸びた。これまでの一家に一台から一部屋に一台の時代に入りつつあった。そして八九年からは衛星契約も始まった。

テレビにおけるスポーツ番組では、図表1-6-2のように、八〇年の三・二%から八四年の四・四%へと急増したがその後若干減少した。

これは国民のスポーツ文化に影響を与えただけでなく、放映権をめぐって競技団体はそれに大きく依存する構造を作り上げた。

2、新聞（一般紙、スポーツ紙）発行部数

新聞の発行部数は図表1-6-3のように、世帯数は三千五百万から九〇年の四千万に増加した。そして一般紙は約四千万から四千五百万に増加した。スポーツ紙は、約五百万から六百万に増加した。

3、スポーツ観戦

スポーツ観戦には先のテレビでの観戦が最も多いが、競技場へ足を運んで見る観戦もまた、大きく進展した。図表1-1-4に見たように、家計に占めるスポーツ支出のうち、用品類が八〇年代半ばにやや停滞したのとは異なり、「スポーツ入場」等の観戦類は一貫して上昇した。図表1-6-5はプロ野球の観客動員数の推移であるが、セリーグとパリーグでは七〇年代はその差は開く一方であった。そして八〇年代の中頃まで、その差は同じく開きつつあった。つまりセリーグは八〇年の約一千万から九〇年の約一千二百万にほぼ順調に伸びたが、パリーグは八〇年の約六百万

から八五年の五百万まで漸減した。しかし八六年から増加し、九〇年の約九百万に急増した。そしてセリーグとの差も大きく縮めた。

八、八〇年代のスポーツ論

八〇年代のスポーツ論は、それ程活発であつたとはいえない。が、スポーツの本質論をめぐる⁽¹⁾の対抗は、スポーツ政策を通しての対抗でもあつた。

1、スポーツ論として

まず前者として、プレイ論的スポーツ論である。これはホイジンガの『ホモ・ルーデンス』に依拠したスポーツ論であり、人間の行動の根本がプレイに起因するという文明論である。「スポーツは単なる筋肉運動ではなく、普遍的な人類文化であり、本質的属性としてプレイ（遊戯）の要素を不可欠とする競争的・表現的身体活動である」とする。⁽¹⁾これは文化のプレイ性やプレイ論の限定された範囲での妥当性はあるが、それを心理的内面にのみしまい込み、プレイの持つ社会的位置付けをしない所に、日本の論者の限界があつた。それ故に、スポーツの政策的な問いかけもなく、その脱政治性ゆえにイデオロギー性を有し、八〇年代以降の「御用」理論となつている。例えば、「スポーツは自発的⁽²⁾活動」等のスポーツ論的表現でスポーツを覆う。これは当時のスポーツ論の一つの傾向である。つまり、スポーツの心理的側面のプレイのみを注目して、そのプレイが存在する社会、行政を一切捨象する、一種の体制内の論理となり、社会的視点からスポーツを分離させる機能を果たしている。

八八年のオリンピック名古屋招致関係の中で、反対派の一部に生まれたのが、「トロプス論」である。オリンピックは商業主義に毒されているから反対である、という一定の妥当性から始まったが、その当初の論拠から、スポーツは根本的に競争から成り立ち、資本主義に組み入るから反対である。競争のないゲームこそあるべき姿、つまりトロプスだとする。当時、世界的にもスポーツの競争主義による弊害、つまり勝利至上主義の下で薬物使用、フェアプレイの危機などが叫ばれる中で、その疎外の指摘と、対置すべきニュースポーツ等の台頭は一定の妥当性を有したが、スポーツの競争性を資本主義の本性と同列において、スポーツの商業主義、勝利主義などの弊害、疎外の原因をスポーツを取り巻く体制に置かず、スポーツそれ自体に求めたところに、論点のズレ、問題の悲劇があった。これでは競争一般が打倒の対象とされてしまう。つまり、論理的には将棋や碁までも含めて排斥の対象とされかねない。こうした論理は、国民の高まるスポーツ要求、それに対する国や自治体の条件整備の義務をも曖昧化し、その不十分さを免罪する論拠ともなりかねない。言うなればスポーツ論のあだ花である。

こうした中で筆者は、スポーツが原始社会での狩猟労働から派生したものであり、それが競技化、プレイ化したものであること。それ以降の社会で、スポーツは支配階級の文化所有のあり方に規定され、支配者たちの特権（特別の権利）であると同時に、彼らの階級内での公共的営為であり、それは現在までを規定していると、「スポーツの権利・公共性」論を展開した。³⁾

2、スポーツ政策を通して

七〇年代からのスポーツ権論、公共性論と八〇年代以降の市場化、民営化論との対抗はスポーツ政策上の対抗であるがスポーツ論としても対抗した。

八〇年以来、NIRAの行政におけるスポーツ位置づけは、『社会サービスの産業化』に見たように、限りなく「純粹私有財」に近似値、「スポーツは個人的消費行動である」として、大きな影響を持った。このことの理論的根拠は示されないが、スポーツのブルジョアの個人主義での対応を迫ったアマチュアリズムへの逆走であり、時代の逆行である。それ以降、行政のスポーツ論の位置づけは、表面上はこうした「理論」を採った。これは地方行革の中で、容易に受益者負担主義に結合した。例えば、これは翌八一年の国土庁『社会的サービスと地域政策——21世紀への選択——』では「教育、文化、厚生・福祉、スポーツ等の施設の整備に関わる『準公共的事業』の推進について、民間部門の活力を活用していくことが必要⁴⁾」と、引き取られた。

しかし、自治体のスポーツ行政で見たように、自治体レベルではむしろ「純粹公共財」として、使用料無料で振興してきた実態も多い。八〇年代に文部省の社会体育指導者海外派遣が何度か行われ、体育局の機関誌『健康と体力』誌上でも実情報告が多く掲載された。特にイギリスだけをとっても八〇年代に二四本も掲載された。その多くは、福祉の充実をうらやむもの、公共責任によるスポーツ振興を強調するものが大半であった。これは臨調行革下にあっても、スポーツの公共性、公的責任の「お手本」として参加者の多くの思考を形成したと思われる。これらの中で、総体的にはイギリス・スポーツカウンシルは公共性の代名詞のように位置付けられ、論じられている。圧巻は、人口二八万人のカーディフ市(ウェールズ)のスポーツ施設紹介である。サッカー場(99面、以降数字は施設数を示す)、ラグビー場(45)、ホッケー場(12)、クリケット場(20)、野球場⁵⁾(46)、テニスコート(77)、ローンボウリング場(15)、ゴルフパッティング場(1)、ミニゴルフ場(1)、五対五のサッカー場(4)、ネットボール場⁶⁾(3)である。

(1) 島崎仁「国民スポーツの発展とスポーツクラブ」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八三年三月。

- (2) 望月健一「スポーツクラブの育成とコミュニティスポーツ」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八一年一〇月。
- (3) 内海和雄「スポーツの公共性と主体形成」不味堂出版、一九八九年。
- (4) 国土庁計画・調整局「社会的サービスと地域政策——21世紀への選択——」ぎょうせい、一九八一年、六頁。
- (5) イギリスの都市にこれだけの野球場があるとは著者の研究、滞在経験から考えられない。ミスプリントであると考えられる。
- (6) 高橋正「ウェールズ(イギリス)の社会体育事情」『健康と体力』文部省体育局編集、ぎょうせい、一九八四年二月号。

九、スポーツ権論と対抗

1、スポーツ権の否定

余暇権、スポーツ権として問われたものに、海外登山に伴う長期休暇不許可の事件が一つの典型を示している。⁽¹⁾一つは一九七七年のナンダ・デヴィ登山とネパールでの登山指導に参加した兵庫県宝塚市職員の休暇に対する市からの懲戒処分(休暇期間は長すぎるとの理由)であり、同じく同一人が八〇年五月から予定していた「一九八〇年兵庫県勤労者山岳連盟日印友好シヴリン登山隊」への隊長としての参加予定に対する休暇不許可問題である。

もう一つは、八〇年夏に予定していた日本山岳会東海支部による「ネパールヒマラヤのガウリサンカール峰の登頂」参加によって、休暇申請を出していた三重県の中学校教師が不許可になったものである。

後者の場合、紆余曲折の上、県山岳会会長名による三重県知事への公開質問状の提出、それへの回答により結局は期日に間に合わなかったものの、今後の参加は保障されることになった。しかし前者においては給料月額一〇分の一、

三ヶ月間の減額処分という懲戒処分となった。当該職員の宝塚市公平委員会への処分取り消し提訴に対して、同公平委員会は、八三年二月一八日に次の判断を下した。その登山指導活動を「健全なスポーツであり、一応国際親善にも繋がることであったと認められる。また国民はだれしもが体育・スポーツに親しむ権利を有し、その機会に恵まれるべきであり、国や地方公共団体がスポーツの振興のための諸条件の整備、充実に努めるべきである。かかる権利は憲法第一三条によって尊重されるべき国民の権利の一種と一応はいえる」と述べて、先の懲戒処分を「一〇分の一、二ヶ月」に修正した。⁽²⁾

ここには二つの問題点がある。一つは余暇権、スポーツ権を自治体が承認するかどうかと言う問題であり、宝塚市の公平委員会も、その処分の修正はしたものの処分それ自体は撤回しなかったという点で限界はありながらも、最終的にはスポーツ権の承認をしたことは高く評価される。もう一つは、「兵庫県は、日本山岳会加盟の山岳会員には欠勤を認めるが、勤労者山岳連盟山岳会の会員には認めないと言う差別政策」⁽³⁾である。これは先の新体連の自治体での差別の一環でもあった。

さらに、スポーツ権をめぐる問われた裁判に、東京杉並第二小学校のPTA軟式野球部を母胎にした「杉二」チームの件がある。「杉二」チームは、八二年一月に「ニッサングリーンカップ'82全国草野球大会」に首都圏プロック代表として参加した。これに対し、一月一〇日、杉並区軟式野球連盟は「杉二」に対し、八三年の一年間、一切の大会出場を停止する旨の懲戒処分を通告した。次いで、八三年三月、杉並区教育委員会は「杉二」に対し、八三年度第三八回都民体育軟式野球杉並区予選大会への参加申請を拒否した。

こうした経過の中で、事態は裁判へと進展した。これはスポーツをする権利（憲法第一三条の幸福追求権と第二五条の健康で文化的な生活をする権利）や、公の施設を利用する権利（地方自治法二四四条他）の侵害であるとして、

スポーツ権を真正面に打ち出して争われた裁判であり、判決が出れば、日本で初めての判決になるという事で注目された。⁽¹⁾

しかし、裁判はその一年を経過したために、提訴の現実的な利益なしということになり、終結した。また、「杉」⁽²⁾自体の日常的な行動ゆえに他のクラブからの支援を受ける事ができず、結局この裁判はうやむやの内に終了した。が、「スポーツ権」を正面に据えた裁判であった。

これらは七〇年代のスポーツ権の高揚に支えられて発生した行為であった。

更に、先述のように東京北区では一九七五年以来、新体連北区連盟が全区民向けに行うスポーツ祭典に補助金（八二年度は一〇万円）を給付してきたが、八三年度は「検討中」を理由に保留となった。それは議会で保守系議員から、「新体連は政治活動団体であって、そこへ区が補助をするのは問題という議員の発言があり、区としてもそれを認めざるを得ない」との態度をとった。また「新行政の統制下に入らないうちは補助金を見送れ」と、北区体育協会への加入を強要する発言も出てきた。これは、七〇年代に見たように、スポーツ団体として成長しつつある新日本体育連盟に危機感を募らせた地域体協が行政に圧力を掛けて、その補助金をカットさせるといふ、明らかな思想攻撃、行政的統制であり、スポーツ権の保障を全面に出して運動する団体への抑圧として、スポーツ権の否定としても規定できよう。

2、スポーツの権利・公共性の指標⁽⁵⁾

ところで、スポーツ権論の研究は既に七〇年代の総括で示したように、八一年の松元忠士、大川睦夫の法学からの論文を最後に、その理論的活動は低下した。七二年の永井憲一論文以来、ちょうど一〇年間の活動となった。これは

既述のように、政治経済・社会的な動向と密接に関連し、国民の諸権利の抑圧の強まりと共に、八〇年代には沈静化した。

しかし、八九年に拙著『スポーツの権利・公共性と主体形成』が出され、既に高まりつつあった公共性の議論とスポーツ権を発展的に結合し、新たな概念としての「スポーツの権利・公共性」が提起された。そして、スポーツの権利・公共性の指標と阻害について、八〇年代の実態が分析された。

(1) スポーツ権理念の承認

ここでは、先の宝塚市公平委員会の意見にもあるように、七〇年代のスポーツの権利の運動と理論が一定程度定着し、それを踏まえるかどうかが、国や自治体のみならず、国民、地域住民の思想としても重要になっていった。これはユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」(一九七八年)を国にも承認させる運動も必要であった。

これに関して、既に全国の自治体で始まっていた「スポーツ都市宣言」の中にも盛り込まれる必要があったが、実際にスポーツ権を明記した宣言は皆無であった。それは自治体が県や国に「遠慮」した、あるいは「風当たり」「反動」を警戒した側面もあった。ともあれ、自治体レベルで言えば、中央政府からの行革的抑圧の中にあっても八〇年代も住民のスポーツ要求に積極的に対応したところも多かった。

(2) 労働・余暇権の保障

これは、先のような登山での余暇権、スポーツ権が典型的に問われたが、八〇年代の日本の労働時間は、表面上は図表1-1-2に見たように、ほぼ二一〇時間程度で推移した。しかし、一方で多くの「サービス残業」が進行した時期でもあり、国民の余暇観は未だ厳しいものであった。さらに、八〇年代後半からのバブル経済とそでのリゾート計画は、国民の長期休暇を前提とした計画であるがゆえに、当時の休暇の実態との乖離を指摘する声もあり、バブ

ル経済崩壊以前から、その経営不振は予想されていたことである。従って、国民の余暇を実質的に保障することは、喫緊の課題であった。

(3) スポーツ条件の整備・保障

第三の指標はスポーツ条件の整備・保障である。これは大きく見ればスポーツの高度化と大衆化での内容に分けられる。高度化もスポーツ文化の発展における開発としての側面を持ち、それは大衆化の大きな基盤を形成する。従って、高度化のための選手養成、指導者養成、トレーニングセンターの設置など、保障すべき課題がある。八六年アジア大会と八八年のソウルオリンピックでの惨敗後、政府としてもスポーツの競技力の向上に意見を呈し始めた。その中で、先進諸国に習って、公共による援助を求める声が増大しつつあったが、これは高度化における公共性の芽生えでもある。

そして大衆化の点では「政策立案への参加」「施設建設・運営」「補助」「指導者問題」「研究・情報の提供」などの点で、条件整備が求められている。

この点で言えば、八〇年代に入ってから自治体のスポーツ施設利用料金の値上げや管理運営の民間委託問題などは、行政の後退として、サービスの後退として批判されねばならない。

- (1) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年、一四〇頁。
- (2) 『赤旗』一九八三年一月二〇日。
- (3) 勤労者山岳連盟『山と仲間』一九八一年一月号。
- (4) 内海和雄『杉二野球裁判』の学習』『スポーツ運動の課題——現代日本の探求の道——』伊藤高弘編、星林社、一九八三

年二月。

(5) (1) の第五章「スポーツの権利・公共性の指標と阻害」参照。

一〇、八〇年代の概要

八〇年代は新自由主義が先鋭化し、福祉政策を抑圧した。それに規定されてスポーツ政策、スポーツ思想、スポーツ運動の対抗も先鋭化した。

― 先ず、政治経済的動向として福祉国家の「危機」への対処として新自由主義の政治・経済・思想が大きく進展した。この背後に、先進諸国の多国籍企業化とその擁護の各種の規制緩和、市場化がある。行政改革、自治体行革を伴った。日本では八〇年代後半から九〇年までバブル経済となった。

八五年のプラザ合意を契機として、七〇年代の福祉主義を大きく修正し、徐々にこれまでの企業社会的保護主義自体の再編が始まろうとしていた。西欧のような社会民主主義型福祉国家を経ずして保守主義型から自由主義型へと移行しようとしていた。ここで日本特有の三世代家庭の構造や当時多かった専業主婦への家庭内福祉を目指し、公共責任を曖昧化した日本型福祉社会論が主張された。こうして福祉は大きく停滞した。

スポーツ関連で言えば、七〇年代をスポーツ権、スポーツの権利・公共性の台頭とすれば、スポーツの主管省庁である文部省のスポーツ予算が八二年を頂点にその後大きく減少した。そして七二年の保健体育審議会答申の施設設置基準も事実上反故にされた状態で、一方、文部省としての新たな施策の展望を見いだせないまま、八〇年代がスポーツ政策空白のまま過ぎようとしていた。しかし、八六年アジア大会（ソウル）、八八年ソウルオリンピックでの惨敗、

そして両大会における韓国への大きな敗北は政財界の中に「ソウルショック」を生み、国のスポーツ政策は国際競争力の向上へシフトしつつあった。これは国力とイコール化させ、中曾根内閣の国家主義的傾向の一つの政策に組み込まれた。しかし、国庫補助の少なさは相変わずで、その分をバブルに浮かれる企業からの献金を目当てにした。これは未だ企業社会下での保護策としての側面もあった。この点で、日本の競技力育成を主に支えた企業の特種日本的な役割は未だ不動であった。

七〇年代後半からのNIRAのスポーツセンター経営の「純粹私有財」への近似値としての位置付け、イデオロギー誘導がその後の国、自治体のスポーツ政策を大きく決定付けた。八〇年代を通して、自治体の多くは、国からの押しつけを受けながらも、住民のスポーツ要求に対応するための政策を推進するところも多く、自治体のスポーツ行政組織もそれまで以上に確立され、さらに、国の要求する地方行革での市場化、民営化あるいは減量経営が単純に進行したわけではなかった。

一方、新体連のスポーツ権擁護の運動や八〇年代前半の文部省社会体育指導者海外派遣による、西欧のスポーツ政策、国民スポーツ状況の視察と雑誌『健康と体力』等での掲載は、公共政策、福祉政策としてのスポーツ政策への一般論形成には大きな役割を果たした。当時の西欧の分析は福祉としてのスポーツとその先進性を強調するものが多い。こうして、市場化、受益者負担主義の推進と住民に直結する地方自治体でのスポーツ政策には大きなズレが生じ、後者では地域住民の要求に直面しているがゆえに、徐々に福祉主義を具体化させざるを得なかった。

こうした中で、国民のスポーツ要求は、健康維持、文化要求としても高揚し、経済的視点ばかりでなく、政治的にも、文化的にも重要な位置を拡大しつつあった。

こうした中でのスポーツ論は体制化した「ブレイ論」や、極端な競争否定の「トロプス論」なども生じたが、基礎

的な作業から興した「スポーツの権利・公共性」論も提起された。
これらの矛盾が、九〇年代のスポーツに引き継がれた。